

令和4年3月議会定例会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

令和4年3月24日 開会

令和4年3月24日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

令和4年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和4年3月24日（木）午後2時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会期の決定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 議案の上程

議案第1号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第2号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算について

議案第3号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について

議案第4号 令和3年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第5号 東総振興センター設置条例を廃止する条例の制定について

議案第6号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 議案の補足説明及び議案質疑

日程第 8 一般質問

日程第 9 討論、採決

日程第 10 閉 会

---

出席議員（9名）

1番	地 下 誠 幸 君	2番	石 上 允 康 君
3番	岩 井 文 男 君	4番	木 内 欽 市 君
5番	宮 内 保 君 (遅刻)	6番	林 晴 道 君
7番	石 田 勝 一 君	8番	田 村 明 美 君
9番	浅 野 勝 義 君		

---

欠席議員

な し

---

説明のため出席した者

管 理 者	米 本 弥 一 郎 君
副 管 理 者	宮 内 康 幸 君
副 管 理 者	越 川 信 一 君
事 務 局 長	石 毛 俊 光 君
会 計 管 理 者	向 後 稔 君
環 境 施 設 課 長	宮 内 雄 治 君
環 境 施 設 課 副 主 幹	岩 城 未 知 男 君
環 境 施 設 課 主 査	西 ノ 宮 正 人 君

---

事務局出席者

書	記	江ヶ 寄 基 道
書	記	水 門 美 枝 子

---

○事務局長（石毛俊光君） それでは、開会前に配付資料の確認をさせていただきます。

議案第1号から第3号の当初予算、議案第4号の補正予算、議案第5号の条例の制定、議案第6号の監査委員の選任、それに予算の概要を事前に配付させていただきました。ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。はい。

また、本日、議事日程、席次表、説明者一覧、一般質問一覧、提案議案の概要説明を配付させていただきましたが、ございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○事務局長（石毛俊光君） ありがとうございます。

○議長（地下誠幸君） 会議に先立ちまして、旭市並びに匝瑳市において、選出議員の改選がありましたので、当組合議員に選出された議員を御紹介いたします。

旭市選出の木内欽市議員でございます。

（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

○議長（地下誠幸君） 同じく旭市選出の宮内保議員でございます。ただいまこちらに向かっているとの報告がありましたので、よろしく願います。

同じく旭市選出の林晴道議員でございます。

（「旭の林であります。どうぞよろしく願います」と呼ぶ者あり）

○議長（地下誠幸君） 続きまして、匝瑳市選出の田村明美議員でございます。

（「初めてでございます。匝瑳市議会から伺わせていただきました。どうぞよろしく願います」と呼ぶ者あり）

○議長（地下誠幸君） 同じく匝瑳市選出の浅野勝義議員でございます。

（「浅野でございます。どうぞよろしく願います」と呼ぶ者あり）

---

### 日程第1 開会 （午後2時00分）

○議長（地下誠幸君） ただいまから、令和4年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

開会前に申し上げます。携帯電話をお切りくださるよう、よろしくお願い申し上げます。

また、私語を發するのは厳に慎むよう、よろしく議会運営に御協力願います。

ただいまの出席議員は8名でございます。よって、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、議案説明のため、管理者、副管理者、事務局長ほか説明員の出席を求めました。

---

### 日程第2 議席の指定

○議長（地下誠幸君） 日程第2、「議席の指定」を行います。

匝瑳市議会会議規則第4条第1項の規定を準用し、ただいま御着席のとおり指定いたします。

報告をいたします。旭市議会並びに匝瑳市議会において、組合議員の改選があり、新たに組合議員となられました組合議員には、組合議会議会運営委員会条例第4条の規定に基づいて、書面をもって組合議会議会運営委員として指名しましたことを報告いたします。

また、令和4年3月16日に行われた組合議会議会運営委員会において、議会運営委員会委員長に4番、木内欽市議員が、副委員長に9番、浅野勝義議員が選出されましたことを報告いたします。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（地下誠幸君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日限りにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（地下誠幸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決しました。

---

### 日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（地下誠幸君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

匝瑳市議会会議規則第88条の規定を準用し、議長において、5番、宮内保議員、7番、石田勝一議員の両名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

---

### 日程第5 議案の上程

○議長（地下誠幸君） 管理者より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第6号までの6議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（地下誠幸君） 配付漏れなしと認めます。

日程第5、議案第1号から議案第6号までの6議案を一括上程し、議題といたします。

職員より議案の朗読をいたします。

○書記（江ヶ崎基道君） それでは、議案の朗読をいたします。

議案第1号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について。

議案第2号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算について。

議案第3号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について。

議案第4号 令和3年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について。

議案第5号 東総振興センター設置条例を廃止する条例の制定について。

議案第6号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について。

以上、6議案でございます。

○議長（地下誠幸君） 議案の朗読は終わりました。

---

## 日程第6 提案理由の説明

○議長（地下誠幸君） 日程第6、提案理由の説明。

管理者からあいさつを兼ねまして、議案第1号から議案第6号についての提案理由の説明を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 本日ここに、令和4年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多用の中、御参集を賜りましたこと、心から厚く御礼申し上げます。

本日の定例会では、令和4年度の各会計予算案など6議案を提出しております。

ここで、組合事業の近況並びに令和4年度の事業方針について、御報告させていただきます。

初めに職員採用試験合同実施事業でございます。令和3年度の実績は、構成市を含む参加6団体により、試験を実施しまして、一般行政職など12職種の募集に対し、応募者数206名、受験者数170名で、採用予定者名簿登載者数は52名という結果でございました。

今後も東総地域の次代を担う有能な人材の確保に向けて、努力してまいりたいと存じます。

次に、職員共同研修事業でございます。令和3年度は、新任職員研修をはじめ、初級・中級職員研修、監督者研修など8課程を実施し、修了者は329名となりました。

圏域内職員が公務員として必要な知識の習得に努めるとともに、多様化する行政需要に適切に対応する職務能力を養うため、研修事業の充実に取り組んでまいります。

次に、中学生海外派遣研修事業でございます。令和3年度に続き、令和4年度事業におきましても、新型コロナウイルスにより、渡航先での生徒の安全が確保できないと判断し、中止とさせていただきます。

次に、銚子連絡道路の整備促進要望活動について申し上げます。

銚子連絡道路整備事業の進捗状況は、横芝光町から匝瑳市間の5kmと旭市から銚子市間の旭市側3kmについては、令和5年度までの供用開始を目指し工事が進められており、匝瑳市から旭市間については、事業化に向け、令和3年8月に都市計画手続きが完了したところです。

今後とも銚子連絡道路の一日も早い全線開通を目指し、整備促進地区大会をはじめ、国・県関係機関に対し、強く働きかけをしてまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力の程よろしくお願い申し上げます。

続きまして、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

令和2年度まで構成3市でそれぞれ実施していた一般廃棄物の処理事業については、東総地区クリーンセンターが竣工し、稼働したことに伴い、令和3年4月から組合において処理を開始いたしました。

東総地区最終処分場につきましても、当初の工期から3か月遅れましたが、令和3年6月末に竣工し、翌7月から埋立物の受け入れを開始したところで、ごみの受け入れや処理など順調に行われ、施設の計画時に心配されていた施設周辺道路での渋滞等のトラブルもなく、施設に対する市民からの苦情も発生していません。今後も、引き続き周辺環境に配慮した安心安全な施設運営に努めてまいります。

次に、中継施設整備事業について申し上げます。

既存ごみ処理施設の解体撤去を含む中継施設整備事業については、組合の共同事業として事業を進めてまいります。

銚子市の既存ごみ処理施設の解体撤去については、銚子市への負担金として予算を計上いたしました。

匝瑳市の既存ごみ処理施設については、令和3年度に工事を発注するための仕様書作成業務を行いました。令和4年度当初予算に間に合いませんでしたので、早急に手続きを進め、できる限り早い時期に予算計上できるよう努めてまいります。

以上、組合事業の近況並びに令和4年度の事業方針について、御報告させていただきました。

今後も銚子市・旭市・匝瑳市のさらなる連携と協調を図り、共同処理業務を推進し、東総地区の均衡ある発展と振興を目指してまいります。所存でありますので、議員皆様方の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

続いて、本定例会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

本日、御審議いただく議案は6件でございます。

議案第1号は、令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,900万6,000円と定めるもので、令和3年度と比較し、7,230万円の増額となっております。

議案第2号は、令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ443万円と定めるもので、令和3年度と比較し、24万6,000円の増額となっております。

議案第3号は、令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,800万円と定めるもので、令和3年度と比較して、1億5,900万円の減額となっております。

議案第4号は、令和3年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,931万7,000円を追加し、予算の総

額を歳入歳出それぞれ 16 億 3,631 万 7,000 円とするものであります。

議案第 5 号は、東総振興センター設置条例を廃止する条例の制定についてであります。

築 47 年以上が経過し、経年劣化による老朽化が進んでいる東総振興センターを令和 4 年度に解体・撤去し、敷地を借用している旭市に返還するため設置条例を廃止するものであります。

議案第 6 号は、東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてであります。議会選出の監査委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第 1 号から第 6 号までの提案理由を申し上げました。詳細につきましては事務局より補足説明をいたしますので、慎重な御審議の上、ぜひ御賛成いただきますようお願い申し上げます。

---

### 日程第 7 議案の補足説明及び議案質疑

○議長（地下誠幸君） 日程第 7、議案の補足説明及び議案質疑を行います。

あらかじめ申し添えますが、質疑回数は、再々質問までとなっております。

質疑については、議案の範囲内とし、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

議案第 6 号は人事案件でありますので、まず議案第 1 号から議案第 5 号についての補足説明を求めます。

議案第 1 号の補足説明を求めます。

石毛事務局長。

○事務局長（石毛俊光君） 議案第 1 号 令和 4 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について御説明いたします。

令和 4 年度東総地区広域市町村圏事務組合予算書の 1 ページをお開きください。

この一般会計でございますが、議会費、職員人件費、管理運営費、職員採用試験合同実施事業、監査委員の報酬や旅費等の経費を計上しております。

第 1 条は歳入歳出予算の総額を 1 億 2,900 万 6,000 円と定め、第 2 条は一時借入金の限度額を 100 万円と定めるものでございます。

7 ページをお開きください。歳入予算でございます。

1 款 1 項 1 目総務費負担金は構成 3 市の負担金で、前年度と比較して 7,280 万円増の 1 億 2,849 万 6,000 円でございます。この負担金は、負担金条例に基づき、均等割を 30%、人口割を 70%とし、人口割は令和 2 年の国勢調査を基に算出しております。

構成 3 市の内訳は、銚子市が前年度と比較して 2,578 万 4,000 円増の 4,627 万 9,000 円、旭市が 2,832 万 2,000 円増の 4,932 万円、匝瑳市が 1,869 万 4,000 円増の 3,289 万 7,000 円でございます。

2 款 1 項 1 目繰越金は前年度からの繰越金で、3 款 1 項 1 目雑入は職員採用試験に参加する圏域外の一部事務組合の参加費を見込んでおります。

8 ページをお開きください。歳出の主な事項を説明いたします。

1 款議会費は、組合議員の報酬や旅費等でございます。なお、隔年実施しておりま

す組合議会の視察研修について、新型コロナウイルスの影響で令和2年度から中止となっておりますが、令和4年度に実施できるよう自動車借上料等の経費を計上してございます。

実施につきましては、改めて組合議会と協議させていただきたいと考えております。

2款の総務費は、前年度と比較して7,229万9,000円増の1億2,801万8,000円でございます。

主な内容としましては、1項1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、事務局長及び総務課職員の人件費でございます。

9ページの10節、需用費は、事務用品等の消耗品費、職員採用試験の案内書印刷費、公用車の燃料費及び修繕料等でございます。

12節庁舎解体工事監理業務委託料と14節工事請負費の庁舎解体撤去工事は、庁舎の移転に伴い廃止することになる東総振興センターを解体するための経費でございます。

なお、敷地は旭市から無償で借り受けており、解体撤去後は速やかに返還することになります。

13節使用料及び賃借料は、令和4年度から財務会計システムを運用するための経費でございます。

10ページをお開きください。

18節負担金、補助及び交付金の旭市庁舎管理費負担金は、事務所を旭市役所海上庁舎2階に移転したことにより、旭市に対して庁舎利用に係る経費を支払うものでございます。

2目企画費は、前年度と比較して17万7,000円増の96万円でございます。

主な内容としましては、毎年3月に発行しております組合広報紙「ふるさと東総」の印刷費、広報紙の新聞折り込み手数料等でございます。

一般会計の歳入歳出は、ともに前年度と比較して7,230万円増の1億2,900万6,000円でございます。

11ページから17ページは、正副管理者、組合議員、組合職員の給与費明細書等でございます。

議案第1号の説明は以上でございます。

○議長（地下誠幸君） ここで報告いたします。ただいまの出席議員は9名でございます。訂正し、報告いたします。

それでは、事務局の補足説明は終わりました。議案質疑を許します。

質疑はありませんか。

田村議員。

○8番（田村明美君） 立ち上がったほうがいいですか。

○議長（地下誠幸君） はい、お願いします。

○8番（田村明美君） ページ数で言いますと12ページのところで、一般職の職員数が前年度と比べて1増ということが12ページに示されておりますけれども、海上庁舎2階に移転したことと関係があるのかなと思うんですが、詳細な説明をお願いいたします。

○議長（地下誠幸君） 石毛事務局長。

○事務局長（石毛俊光君） はい、ただいまの田村議員の質問にお答えします。

12 ページの職員1 増なんですが、今年度業務を実施している中で、総務課のほうの業務のほうが増えたということもありまして、1 名増を検討しておりました。

一応実際に1 名増になるか、今組合事務局が各市、構成市からの派遣職員で成り立ってますので、派遣職員のほうが実際に何名になるかっていうのは実際にまだ分かっておりませんので、うちのほうの組合の要望で1 名増をできるように予算のほうは確保させてもらいましたが、実際に1 名増になるかっていうのはまだ分からない状態でございます。

以上でございます。

○議長（地下誠幸君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第2 号の補足説明を求めます。

石毛事務局長。

○事務局長（石毛俊光君） 議案第2 号 令和4 年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算について、御説明いたします。

予算書の19 ページをお開きください。

この特別会計は東総地区ふるさと市町村圏基金を財源に、職員共同研修事業、銚子連絡道路整備促進事業の経費を計上しております。

なお、本会計で実施しております中学生海外派遣研修事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の見通しが立てられないことから、実施することが難しいと判断し、令和4 年度は実施しないこととしております。

第1 条は、歳入歳出予算の総額を443 万円と定めるものでございます。

25 ページをお開きください。歳入予算でございます。

2 款1 項1 目ふるさと市町村圏基金繰入金は、各種事業の財源に充てるために、基金の一部を取り崩すもので、前年度と比較して64 万6,000 円増の392 万9,000 円でございます。

3 款1 項1 目繰越金は、前年度と比較して40 万円減の50 万円、4 款1 項1 目雑入は、中学生海外派遣研修を実施しないため、収入見込額はございません。

26 ページをお開きください。歳出予算の主な事項を御説明いたします。

1 款1 項1 目ふるさと振興費は前年度と比較して、24 万6,000 円増の423 万円でございます。

主な内容でございますが、1 款1 項1 目ふるさと振興費の12 節委託料は、職員共同研修の民間講師の講義委託料でございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会への負担金でございます。

東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計の歳入歳出は、ともに前年度と比較して24 万6,000 円増の443 万円でございます。

議案第2 号の説明は以上でございます。

○議長（地下誠幸君） 事務局の補足説明は終わりました。

議案質疑を許します。

質疑ありませんか。

田村議員。

○8番（田村明美君） 歳入ですが、ふるさと市町村圏基金繰入金で、繰り入れて歳入を増やすということなんです。

そうしますとふるさと市町村圏基金の残高というのは、令和3年度末がいくらぐらいで、令和4年度末の見込みはどうか伺いたいと思います。

それから歳出ですけれども、26ページのところで12節の職員共同研修業務委託料ということで、先ほどの御説明では民間講師に支払うというか、委託というようにお話だったんですが、事業者に委託ということなんではないかと思うんですが。

どの事業者に、どういう方法の研修業務を委託しているのか、説明をお願いします。

○議長（地下誠幸君） 田村議員の質問に対する答弁を求めます。

石毛事務局長。

○事務局長（石毛俊光君） はい、田村議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、基金の残高の御質問ですが、令和4年度末の予定でございますが、2,117万円の予定でございます。

令和4年度末の基金がこれですので、令和3年度は今回繰り入れる金額を足した額が今現在の基金残高ということになっております。

次に、歳出のほうの共同研修の委託料でございますが、研修につきましては、新任研修、初級・新任職員研修、初級職員研修、中級職員研修、監督者研修、管理監督者研修、その他研修というような研修がございまして、以上の研修につきまして民間の講師の方に講師をお願いすることになっております。

業者の選定というんですか、講師の選定につきましては、研修内容、研修の科目内容によりまして、数者から見積もりを取って競争の上で選定しておるものでございます。

説明は以上になります。

○議長（地下誠幸君） 田村議員。

○8番（田村明美君） 歳入のふるさと市町村圏基金の令和4年度末が、2,117万円を  
残高として見込むということで。

東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計の歳入については、この基金が基になっているということで、それ以外の構成団体からの負担金を求めているものではないよう  
ですので、この基金が一定の事業を行うことでなくなってしまうと、特別会計も終わ  
るというか、事業内容自体が終わるといことが想定されるんでしょうか。どういう  
計画なんでしょうか。

○議長（地下誠幸君） 田村議員の再質問に対する答弁を求めます。

石毛事務局長。

○事務局長（石毛俊光君） はい、田村議員の御質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、このふるさと市町村圏事業特別会計の予算につきまして

は、この基金のほうの繰り入れで歳入を行っておりますので、財源としては基金を基にしております。

今後、この基金がなくなった場合っていうことですが、要検討事項ではありますが、共同研修等の事業をやるということになりましたら、引き続き継続して行うということでありましたら、一般会計に繰り入れなど、そういったのを検討する必要があると思います。

今現在、まだそこまでは検討はしていないんですけども、そういったことも検討しなきゃいけないと思っております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸君） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（地下誠幸君） 質疑なしと認めます。

次に議案第3号の補足説明を求めます。

石毛事務局長。

○事務局長（石毛俊光君） 議案第3号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について、御説明いたします。

予算書の27ページをお開きください。

この特別会計でございますが、ごみ処理広域化推進事業に係る人件費や施設の管理運営、整備等に係る経費を計上しております。

第1条は、14億4,800万円と定め、第2条は、一時借入金の限度額を100万円と定めるものでございます。

33ページをお開きください。

1款1項1目衛生費負担金は構成3市の負担金で、前年度と比較して、1億6,828万7,000円減の8億5,962万9,000円でございます。

負担金の内訳は、施設の管理運営に係る負担金が8億2,416万6,000円、施設の建設に係る負担金が3,546万3,000円でございます。

この負担金は、負担金条例に基づき、均等割20%、ごみ処理量割80%で算出しております。

構成3市の内訳は記載のとおりでございますが、管理運営に係る負担金と建設費に係る負担金の合計と、前年度の負担金の比較については、銚子市が7,303万3,000円減の3億3,215万5,000円。旭市が5,364万円減の3億6,198万円。匝瑳市が4,161万4,000円減の1億6,549万4,000円でございます。

2款1項1目行政財産使用料は、敷地内の電柱等に対する占用料等を見込んでおります。

2款2項1目清掃手数料は、施設への搬入ごみ手数料で、前年度と比較して、4,069万5,000円減の3億9,222万5,000円でございます。

34ページをお開きください。

5款1項1目繰越金は529万9,000円を見込んでおります。

6款1項1目雑入は1億9,078万4,000円は、東総地区クリーンセンターにおいて、

焼却熱を利用して発電した電力の売電収入配分金、ペットボトル、缶などのリサイクル資源の売払収入等でございます。

35 ページを御覧ください。歳出の主な内容について御説明いたします。

令和4年度から新たに中継施設課を設置して、現在、環境施設課が所管している中継施設に関する業務を担当させたいと考えております。

1 款 1 項清掃費は、施設の管理運営に係る経費で14億349万5,000円でございます。

1 目清掃総務費は、職員の人件費等で9,051万4,000円でございます。

主な内容としましては、1 節の報酬の一部と2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費は、東総地区クリーンセンター及び旭市役所海上庁舎において、業務に従事する環境施設課及び中継施設課の職員及び会計年度任用職員の人件費でございます。

10 節需用費は、事務用品等の消耗品費、公用車の燃料費、組合広報紙「ふるさと東総」の印刷費等でございます。

36 ページをお開きください。

12 節委託料は、一般廃棄物ごみ処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画の令和5年度からの次期計画を策定するものでございます。

2 目ごみ処理費2億3,059万7,000円は、旭市及び匠瑤市の中継施設から東総地区クリーンセンターまでの運搬業務に係る経費でございます。

主な内容としましては、12 節委託料でございますが、委託業務内容としましては、ごみ積替運搬業務は、旭と匠瑤の中継施設から東総地区クリーンセンターまでの積替運搬業務を実施するものでございます。

資源ごみ運搬処理業務は、匠瑤市が委託するステーション収集で集められた資源ごみの仕分けや、一時貯留した場所から東総地区クリーンセンター等までの運搬業務を実施するものでございます。

17 節備品購入費は、中型塵芥車1台の購入費でございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、関係市のステーション収集について、搬入先を既存ごみ処理施設とした場合と東総地区クリーンセンターとした場合の費用の差額分を組合が関係市に支払う費用等でございます。

37 ページを御覧ください。

3 目塵芥処理施設管理費は、東総地区クリーンセンターの管理運営費等の経費でございます。

主な内容としましては、12 節委託料でございますが、主な委託業務内容としましては、運営業務は東総地区クリーンセンターの管理・運営業務を実施するものでございます。

運営モニタリング業務は、施設の運営業務が要求水準書通りに実施しているか、業務実施内容等について客観的な評価等を実施するものでございます。

有害ごみ等処理業務は、蛍光灯、廃電池等の処理困難物の処分を実施するものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、東総地区広域ごみ処理施設の建設及び稼働に係る協定に基づき、東総地区クリーンセンター周辺の16町内会に対して、施設周辺におけ

る地域住民の融和及び地域コミュニティの醸成の促進のほか、生活環境の保全及び地域環境の美化に関する活動支援などを目的として、年額合計 1,000 万円を支給するものでございます。

4 目最終処分場管理費 1 億 936 万 2,000 円は、東総地区最終処分場の管理運営費等の経費でございます。

主な内容としましては、12 節委託料でございますが、主な委託業務内容としましては、管理運営業務は、東総地区最終処分場の管理・運営業務を実施するものでございます。

運営モニタリング業務は、最終処分場の管理運営業務が要求水準書通りに実施しているか、業務の実施内容等について客観的な評価を実施するものでございます。

副生塩処分業務は、最終処分場の浸出水処理施設の脱塩処理工程において排出される副生塩の処分業務を実施するものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、東総地区広域最終処分場の建設及び稼働に係る協定に基づき、最終処分場の地元の銚子市森戸町内会に対して、地域の生活環境の保全及び増進に配慮するための地元貢献策として、年額 300 万円を支給するものでございます。

38 ページをお開きください。

5 目の中継施設管理費 9,039 万 7,000 円は、旭及び匝瑳中継施設の管理運営費等の経費でございます。

主な内容としましては、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費は、旭及び匝瑳中継施設において業務に従事する職員及び会計年度任用職員の人件費でございます。

10 節需用費は、作業用車両の燃料代及び修繕料、管理棟の電気代、水道代等でございます。

12 節委託料でございますが、主な委託業務内容としましては、一般廃棄物仕分等業務は、旭及び匝瑳中継施設において、搬入者の誘導や一般廃棄物の仕分作業等を実施するものでございます。

一般廃棄物等計量業務は、旭中継施設においてごみ処理手数料の徴収を含む受付業務を実施するものでございます。

一般廃棄物選別積載等業務は、匝瑳中継施設に搬入されるごみの選別や積込み業務等を実施するものでございます。

40 ページをお開きください。

2 項 1 目施設建設費 3,546 万 3,000 円は、施設の建設に係る経費でございます。

主な内容としましては、1 節報酬、3 節職員手当等、4 節共済費、8 節旅費は、施設建設に従事する会計年度任用職員の人件費でございます。

12 節委託料でございますが、委託業務内容としましては、広域ごみ処理施設環境影響評価事後調査業務は、東総地区クリーンセンターの稼働に伴う周辺環境への影響等について調査を実施するものでございます。

共同利用施設に係る 2 つの業務は、東総地区クリーンセンターの周辺に整備を計画している共同利用施設について、今年度に予定しておりました測量調査業務と基本設

計業務を令和4年度に実施するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は、銚子市が実施する既存ごみ処理施設の解体撤去に係る経費のうち、交付金等を差し引いた実質負担額について、実施主体となる銚子市に支払うものでございます。

これは、中継施設の整備に関連するものでありますので、ここで中継施設整備の方針につきまして説明させていただきます。

中継施設整備につきましては、循環型社会形成推進交付金制度を活用して、銚子市、旭市及び匝瑳市の既存ごみ処理施設を解体撤去して、旭市及び匝瑳市に中継施設を整備することとしております。

既存ごみ処理施設の解体撤去を含む中継施設の整備方針でございますが、循環型社会形成推進交付金制度の改正に伴い、既存ごみ処理施設解体撤去だけであっても、整備したごみ処理施設と同数で、竣工した翌年度末までに解体撤去工事に着手する場合には、交付金対象事業となることになりました。

当組合の場合は、1施設について、令和3年度末までに解体撤去工事に着手することができれば、この交付金を活用することができます。

また、銚子市の既存ごみ処理施設の解体撤去につきましては、組合が実施主体となって事業を実施する場合、交付金対象となりますが、既存ごみ処理施設の解体撤去後に中継施設整備を伴わないことから、起債の借入れができないため、構成市の費用負担が大きくなることを見込まれます。

これに対して、銚子市が実施主体となり事業を実施する場合、交付対象事業となり、また、既存ごみ処理施設は銚子市が策定している公共施設等総合管理計画に位置付けられているため、起債の借入れが可能となることから、構成市の費用負担軽減が見込まれます。

そのため、既存ごみ処理施設の解体撤去を含む中継施設整備事業は、組合事業として実施するものでありますが、構成市の費用負担軽減を考え、銚子市の既存ごみ処理施設の解体撤去の実施主体を銚子市になってもらい事業を実施するものです。

中継施設整備につきましては、匝瑳市及び旭市の既存ごみ処理施設を解体撤去し、その跡地に整備することとし、まずは匝瑳市の中継施設を整備する予定であり、令和4年度から既存ごみ処理施設解体撤去工事に着手できるように事業を進めたいと考えております。

また、旭市の中継施設整備につきましては、匝瑳市の中継施設整備の進捗状況を踏まえ、実施時期を検討してまいります。

なお、旭市、匝瑳市の中継施設の整備につきましては、既存ごみ処理施設解体撤去後に中継施設を整備する計画としていることから、既存ごみ処理施設の解体撤去も含めて交付対象事業となり、また、起債借入れも可能となる見込みであります。

中継施設整備事業のスケジュールにつきましては、令和3年度から銚子市及び匝瑳市の既存ごみ処理施設の解体撤去を進め、令和6年度から匝瑳中継施設、令和10年度から旭中継施設の工事を実施し、令和11年度の完了を目指してまいります。

一般廃棄物処理事業特別会計の歳入歳出は、ともに前年度と比較して、1億5,900

万円減の 14 億 4,800 万円でございます。

41 ページから 49 ページまでは、廃棄物減量等推進審議会委員、環境施設課及び中継施設課職員、会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

50 ページは、継続費に関する調書でございます。

51 ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

議案第 3 号についての説明は以上でございます。

○議長（地下誠幸君） これより休憩いたします。

3 時 5 分に再開いたします。

午後 2 時 5 5 分 休 憩

---

午後 3 時 0 5 分 再 開

○議長（地下誠幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局の補足説明は終わりました。

議案質疑を許します。

質疑はありませんか。

石田議員。

○7 番（石田勝一君） 匝瑳市の石田です。

ページで言いますと予算書の 40 ページ、18 節の負担金、補助及び交付金ということで、金額で 1,075 万 7,000 円ということで、この内訳につきましては、るる今まで検討されてきましたように、最初銚子市さんのほうでは金額といたしまして解体費用が設計・工事費・委託費を含んで 12 億 8,144 万 5,000 円と。

この金額が 3 月 9 日の銚子市の議会において先議として、8 億 2,533 万円ということになったと聞いております。

したがいまして、これだけ減額したわけですから、これはこれで大変意味のあることかなと、このように私は理解しております。

したがいまして、確認の意味を込めてですけれども、今回のこの予算計上は、元は 12 億 8,144 万 5,000 円と、この金額に基づいて出されてる数字だと思います。

しかし、今、私が述べましたように減額されておりますから、この予算は予算として今回出されておりますけれども、現実の数字は今後減額した金額に応じて出てくると思いますので、いつ頃現実の数字が出てくるのかとか、まず一点。

私も匝瑳市におきましてはですね、昨日議会は終わったわけですが、まだ予算としては計上してないんですよ。要はペンディングの状態になっておましてね。

この議会が通りましたら、これはこの金額に基づいて予算化すると。財政はこういったような、今、方針でいると思います。

したがいまして、現実の数字がいつ頃出るのか。出た段階で、これは当然補正か何かですね、出していただけることだと思いますので、大体の見込みがどのくらいに

なるのか。

これはあくまでも数字ですから、確定しないと分かりませんが。

そうしますと、これで減額しますと3市の負担、特に旭と匝瑳市の負担金は割合に応じて減ってくると思いますので。

この金額が今までは予想できないと思いますけれども、時期と、もし予想できる数字であればお示しいただければと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（地下誠幸君） 石田議員の質問に対する答弁を求めます。

宮内課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

今、御質問のありました予算書の40ページの銚子市既存ごみ処理施設解体撤去費の負担金、こちらはあくまでも予算額なんですけども、実際にどれだけ支払い金額が発生するか、その金額がいつ頃分かるかということでしたが、こちらの事業が国から交付金を頂いて実施する事業になります。

その交付金の実績報告であったりとか、起債の実際の借入れの金額の関係がございまして、実際にはこちらは財政課さんのほうで起債を借り入れて、その実績が出てからになるものですから、年明け1月過ぎになるのではないかなど。

令和4年度の1月ですから、令和5年の1月、2月くらいになるのではないかと見込んでおります。

以上です。

（「はい、分かりました。結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（地下誠幸君） ほかに質疑はありませんか。

はい、林晴道議員。

○6番（林 晴道君） はい。それでは議案第3号 一般廃棄物処理事業特別会計予算について……

○議長（地下誠幸君） 林議員、立ってお願いします。

○6番（林 晴道君） 質疑を行います。

33 ページ、歳入ですか、1款1項1目衛生費負担金。これ前年度対比で1億6,800万円以上の大きな金額が減となっておりますが、この主な要因から伺いたいと、そのように思います。

次に、同じく2款2項1目清掃手数料ですね。こちらも前年度対比で4,000万円ですか、これが減というふうになっていますが、このですね、算出の状況ですか、算出方法も一緒に教えていただきたいと、そのように思います。

次に、36 ページですね。一番上にある委託料、長いんですけど、策定業務委託料の目的をちょっと教えてもらいたいと、そのように思います。

同じく36 ページ、2目、ごみ処理費のですね、12節委託料ですね。ごみ積替運搬業務委託料。この具体的な中身ですか、詳細を教えてください。

次に、37 ページ、4目最終処分場の管理費ですね。これの需用費の中で修繕料として100万円計上されていますけども、この目的ちょっと分からないので教えてもらい

たいと、そのように思います。

続きまして、39 ページですか。説明欄、上から3つあるんですね。仕分等業務委託、それから計量業務委託、最後に選別積載等業務委託。これよく分からないので内容を教えてください。

それから40 ページですね。1目施設建設費。これにも委託料がありまして、共同利用施設の測量と。それから基本設計というものがありますが、この詳細について伺いたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（地下誠幸君） 林晴道議員の質問に対する答弁を求めます。

宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

まず、1つ目ですね。33 ページの衛生費負担金の1億6,800万円が減額になっている理由ということですが、こちらのほう、歳出予算のほうですね、昨年度初めて施設の管理運営業務が始まりました。

予算計上するときに、かなり内容的に分からないもの、業務内容と金額的にですね、予算計上が正直甘かったところがございまして、事業費が大分膨らんでしまったというのが現実でございます。

そのため令和3年度、実際に実施しまして、その契約実績を基に今年度予算計上しておりますので、そこで差額が大きく発生したというのが、結果としてこれだけ1億6,000万円負担金が減らすことができたということでございます。

続きまして、清掃手数料の4,000万円の減額の件なんですけど、こちらのほうも令和3年度の予算を計上するときは、令和2年度の各市で受けているごみ処理手数料の金額を基に令和3年度の手数料の見込みを立てさせていただきました。

それに対しまして、今年度の予算のほうは今年、組合で管理している施設に入っている9月までの実績を基に1年間の見込みを立てております。ということで、今までに比べて持ち込むごみ量が減ったということなのかなというふうに考えております。

続きまして36ページの委託料、一般廃棄物ごみ処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画策定業務と。こちらのほうの業務の目的なんですけど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こちらのほうで5年に1回、ごみ処理基本計画を策定することが義務付けられております。

5年前に同じ計画を作っておりまして、令和4年度がまた新たな計画の策定期間ということで、予算計上させていただいていると。

循環型社会形成推進地域計画というのは、国からの交付金を頂くために策定しなければいけない計画になっておりまして、こちらのほうもこのごみ処理基本計画と同時期と一緒に策定をしております。

ということで、今回またこの2つを策定するための委託料を計上させていただいております。

続きまして、2目ごみ処理費の委託料ですね、ごみ積替運搬業務。こちらのほうが旭と匝瑳の中継施設のほうに大型のパッカー車を置いておりまして、そこへの積み込

みと、パッカー車へ積んだ物をクリーンセンターまで運ぶ運搬業務。その委託料になっております。

続きまして、37 ページの最終処分場の需用費、修繕料の関係なんですが、こちらのほうは令和3年度ですね、台風で処分場周辺で一部土砂が崩れたりということで、管理運営業務の委託料の中では対応できないような、組合側で発注して修繕をしなければいけないような工事が実際に発生しておりますので、来年度、同様のことが発生する可能性もありますので予算を計上させていただいております。

続きまして39 ページの委託料ですね。まず、一般廃棄物仕分等業務というのが、旭と匝瑳の中継施設に市民の方がごみを持ち込まれた際に、そのごみを資源ごみ等含めて分別・仕分けをしていただく作業を委託しております。

2つ目の一般廃棄物等計量業務、こちらは旭の中継施設の受付の業務、受付でごみの計量器ですね、計量して料金を頂いているんですが、その業務を委託しております。

3つ目の一般廃棄物選別積載等業務というのが、こちらは匝瑳のほうの中継施設の業務で、大型の粗大ごみであったりとか、そういう物を重機でトラックに積み込むための業務、こういう業務を委託しております。

あと40 ページですね、40 ページの委託料。共同利用施設の測量調査業務と基本設計業務なんですが、こちらのほうはクリーンセンターのほうを建設する際に、地元の町内からの要望で共同利用施設、こちらのほうは災害等があったときの一次避難場所となるような広場を整備してほしいという要望がございまして、それを共同利用施設と言っております。

その共同利用施設の建設に当たって、測量の調査をするための委託料と基本設計するための委託料を計上しております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸君） はい、林晴道議員。

○6番（林 晴道君） はい、まず歳入のほうは承知しました。

それで36 ページのですね、歳出のほうに移りますけど。何ですか、地域計画策定業務委託料。これ5年に1度義務化されているものだということですが、これ5年に1度の予算計上ということですけども、このほかにね、何年に1回とか、その5年の間に何かやるべきことがあるのか、ないのか。5年に1回だけで済んでいるものなのかを詳しく教えてもらいたい。

それから、2目のごみ処理費の中にあるですね、ごみ積替運搬業務委託料。説明受けたんですけど、その程度のことだと承知していたんですけどよ。旭と匝瑳のごみをどうのこうのって言いますけども、具体的にね、運搬車両があるわけですから、その車両の数だとか、回数だとか、もうちょっと詳細を伺いたい。そのように思っております。

次にですね、37 ページの最終処分場の修繕料でありますけども、これもどういふものか分ってるんですけど、具体的に何を今までこれかかったのかを教えてくださいなと思います。

それから39 ページですね。この中でね、旭の中継施設だっという計量業務委託料で

すか。これですね、先ほど中継施設の今後の整備計画の説明ございました。

それが決まってることは、それはそれで構わないと思うんですが、旭がですね、どうやら一番最後のようで、大分これから何年も今の施設、このまま稼働するというようなことであろうかと思えます。

やはりですね、現状を把握してみますとね、旭がね、大分この計量業務が混み合っているんですよ。これちょっとね、年末だとか長期の休みの前は非常に大変な渋滞で、近所の迷惑もかけているなど。

そのような状況あるんですけど、これね、整備計画が一番最後に回っている中で、この辺の強化だとか、内容を把握しての予算計上となっているのか。

もうちょっとこれ、強化する必要はないのか、あるのかも含めてですね、ちょっと再度教えていただきたいと、そう思います。

もう一つ申し訳ない。40 ページのですね、共同利用施設というものが計上されております。広場を造るということが分かりましたが、これまでですね、この新たな焼却施設の周りに同じような類似した施設を建設してるのか、どうなのか。

それから今後ですね、このぐらいの規模の予算が必要となる整備があるのか、どうなのかもちなみに教えてもらいたいと思います。

○議長（地下誠幸君） 暫時休憩いたします。

午後3時23分 休 憩

午後3時23分 再 開

○議長（地下誠幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

まず一番初めのごみ処理基本計画以外に、こういう定期的に必要な業務があるかという御質問だと思うんですが、委託業務としてはこれだけなんですけども、機械設備というんですかね、ごみの計量器で言いますと2年に1回法定検査を受けなければいけないとかっていう、ハード設備のほうでは機器によって法定の検査が義務付けられてるのがありますので、そういう予算が年次ごとに出てくることになります。

次に、運搬車両の詳細なんですけども、大型のパッカー車のほかにアームロール車であったりとか、中型のパッカー車ですね、大型のパッカー車以外にも車両がございますので、そういう車両による運搬もお願いをしております。

運行の台数としましては旭と匝瑳で違いがありますが、大型のパッカー車もパッカー車がいっぱいになれば定期的にですね。コンテナ車のほうは粗大ごみとか、クリーンセンターのほうで処理する対象のごみですね。資源ごみ、缶とかペットボトルもそうなんですけども、そういうのが中継施設にある程度一定量たまり次第運んでいただいておりますので、不定期ではあるんですけど週に何回か運んでいただいている

と。そういう状況でございます。

次に、最終処分場の修繕料の関係なんですけども、今年度実際にやった内容としましては、法面が崩れた部分の修繕と、あとは最終処分場の施設の敷地境界にフェンスがありまして、組合の敷地としてはそれよりも広い範囲を持っています。

その土地の部分に木がございまして、そういう木が倒れてですね、フェンス側に傾いたりとか、そういうのがございまして、そういう倒木の処理と。そういうものもやっております。

次に、旭の計量の話でございますが、今年度から中継施設として組合で利用させていただいております、今までもあちらで混雑して大分、道路側、線路を越えるような渋滞が発生してるという話は聞いておりました。

実際、今年になって今までよりも台数は減ったというふうには聞いてはいるんですけど、それでも大分混雑はしているというふうにもこちらもある程度把握はしております。

ただ、今の敷地のレイアウト、トラックスケールの場所等も含めてなんですけど、なかなか渋滞を緩和するような流れをよくする方法というのが正直難しく、次の中継施設を新たに整備するまでは、状況としては改善させる方法が正直難しいのかなというふうには思っておりますが、できるだけスムーズに行くように今後も対応は考えていきたいと思っております。

最後、共同利用施設なんですけども、地元の町内からの要望では、やはり東日本大震災のときに津波の恐れがありまして、住民の皆さんがクリーンセンターのある高台のほうに車で避難してきたということです。高台の上にそういう広場のようなものがあつたらいいというのが要望でありまして、そういう類似施設というのは高台の上にはないような状況です。

今後なんですけども、組合としてさらに何か施設整備するような事業があるかといいますと、今のところの計画ではございません。

以上です。

○議長（地下誠幸君） 林晴道議員。

○6番（林 晴道君） それではですね、最後にちょっと聞きたいのが、ごみ処理費の委託料のね、積替運搬業務なんですけど。

なかなか数字、台数的な配置の状況とかで聞けるのかと思ったらそうでもないのは、不定期だからということなんですよね。

もし仮にね、これ匡瑳で何台配備してますよ、旭で何台置いてあるんですよとか、そういうような回答があるんであれば聞いてみたかったかなと、そのように思います。

それから、39 ページのですね、旭中継施設のですね、計量業務委託でですね、旭の混雑の状況なんですけど、大分ね、改善されてきたということでね、先ほども現在も管理者が強くなずいていらっしゃいますけど、やはりどうしても苦情出るんですよ。

これどうなんでしょうか。予算ベースで言ったら、この金額っていうのは直近で3か年、もしくは事業が始まる5か年で言ったら同じベースで行ってるのか。

それともちょっとずつね、上げてって何かしらの対策を練って行って、効果が生まれているのかどうなのか。その辺の検証を伺いたいと、そのように思います。

あと最後に、広場となるですね、共同利用施設の予算が計上されておりますが、ここだけで、ほかでは類似施設は建設してもない。建設の予定もないということでありますけども、この予算からしてですね、大体の規模なんかというのが分かるのであれば教えてもらいたいと、そのように思います。

○議長（地下誠幸君） 宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

まず、積替運搬業務の車両台数なんですけど、旭のほうは3台の車両になります。匝瑳のほうは1台の車両となります。

続きまして、受付の業務の委託料の金額等なんですけど、この業務自体は計量器室の中でごみの搬入された方の受付とごみ計量器の操作をして、ごみ処理手数料の徴収をやっているだけになりますので、先ほどから混雑の対策ということになりますと正直難しいんですが、実際にやるとなれば、これとは別に入口とか周辺道路に交通整理とか誘導する方を配置するとか、そういうことになるのかなと思うんですが、今のところ、そういう委託業務は実際にはやっていないという状況でございます。

最後、共同利用施設の規模なんですけども、すいません、今ちょっと手元に資料がないものですから。予算上、見込んでるのは面積としては約6,000平米ぐらいの土地を想定しております。

以上でございます。

（「了解です」と呼ぶ者あり）

○議長（地下誠幸君） ほかに質疑はありますか。

はい、浅野議員。

報告いたします。

浅野議員におかれましては足が悪いため、座っていることを許可いたしました。御報告いたします。

○9番（浅野勝義君） 1回目の質問でございますが、ページ35、1項1目1節の会計年度任用職員報酬283万4,000円についてお尋ねします。

これは東総地区クリーンセンターに任用する会計年度の任用職員報酬だと思いますが、令和4年度において任用する職員数及び職務内容についてお尋ねいたします。

さらに、40ページ、銚子市既存ごみ処理施設解体撤去費負担金1,075万7,000円についてお尋ねします。

この負担金の積算方法について、改めてお尋ねします。

銚子市既存ごみ処理施設解体撤去工事につきましては、令和3年度から令和5年度、3か年の解体撤去工事でありまして、令和15年まで起債の償還が続き、組合予算から負担金等を支出するとの点、分かりやすく御説明をいただきます。

また、この事業債は12億8,000万円を根拠とした負担金であるわけでございますが、国庫交付金の額、借入れする起債名、本数及び交付税の算入額も併せてお答えいただきます。

また、銚子市議会で議案として上程した銚子市既存ごみ処理施設解体撤去工事の契約額をお尋ねいたします。

まず1回目について、よろしく申し上げます。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員に対する答弁を求めます。

宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

まず、クリーンセンターの会計年度職員の人数なんですが、2人を見込んでおります。

内容としましては、一般事務職として採用する予定でして、電話応対であったりとか、あとはクリーンセンター内の軽作業ということで、実際に持ち込まれたごみの一部分別の徹底されていないものの仕分けだったりとか、敷地内ではなくて周辺を含めた草刈り等の軽作業ですね。そういう作業を予定しております。

銚子市の解体撤去事業に係る負担金の算出方法でございますが、こちらの基の金額は12億8,144万5,000円を基に算出してございまして、こちらのほうから国からの循環型社会形成推進交付金と起債償還時の交付税措置額、この相当額を引いたものを組合の負担額というふうにしてございまして、今、令和4年度、今回予算としては1,075万7,000円を見込んでいます。あくまで予算上の金額になっております。

あくまでも予算上の交付金の金額としましては、こちらの金額につきましては銚子の財政担当の部局で算出していただいた数字になっております。交付金としては3億6,266万6,000円を全体です、見込んでおります。

それに対しまして、起債の充当率は、交付金の対象事業に対しては起債の充当率が90%、交付税措置額が50%と。

起債対象外の事業につきましては、起債の充当率が75%で、後々の交付税の措置額が30%というふうになっております。

起債の種類は、一般廃棄物処理事業債というものになります。

実際の契約額につきましては、8億2,533万円となっております。

以上です。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） それでは2回目の質問となります。

ページ数がまたがっておりますので、ちょっと聞きづらいかと思いますが、3回しかできないということですので御理解いただきたいと思っております。

東総クリーンセンターなどの建設時は大変大きな建造物を建てる業務で、皆さん、管理者、大変だったと思っております。

焼却施設226億6,920万円。最終処分場が36億936万円ということで、大変大きな事業でございました。

それでも、令和3年度は施設の維持管理ですか、何はなくとも維持管理のための1年目ということもありまして、多額の予算が計上されていたわけでございます。

令和4年度の当初予算は、昨年度に比べて約1億5,000万円も減額されている。これは、令和4年度は東総地区クリーンセンターなどの管理運営のための費用が分かつ

てきたということで、実額で計上して、落ち着いてきたのかなと、そのように感じておるところでございますがいかがですか、お尋ねします。

また、想定で結構ですので、令和4年度の東総地区クリーンセンター職員数の内訳をお尋ねします。

1つ、正規職員数、1つ、派遣された市の内訳、1つ、会計年度任用職員。よろしいですか。1つ、どこにお住まいの方を任用するのか。

次に40ページの関連でございます。

いずれにしましても、一般廃棄物処理事業債、補助分でございますが、そのほかに同じく起債で単独事業分も借りると。

また、同じく起債で千葉県振興資金。これは交付税措置は全くないわけでありまして、こういうものも借りると伺っております。そうですね。

国庫交付金や起債、一般廃棄物処理事業債、これは補助分でございますが、言い換えれば国が補助対象と認めた事業であります。

国が認めない単独事業とは、どのような事業を銚子市として実施しようとしていたのかをお尋ねいたします。

国庫補助事業としてどのような事業を、単独事業としてどのような事業を実施する予定であるのかをお尋ねします。

さらに、先ほど私どもの石田議長の質問の際に、令和5年1月から2月には実額が判明するというようなお答えをいただきました。

その前に、資料として前回頂いたものでございますが、組合負担額についてという物がございました。

これは令和3年度から令和15年度までに負担するという額で、この額も銚子市、旭市、匝瑳市というように、各市ごとに分かれてます。

執行部の方は重々御存じだと思いますが、昨年度からでしたっけ、結局建設に関するもの、これから建設するもの、また管理運営に関しては、基本が2で、数量が8割ということでこれは計上されるということで決定しております。

こんな中において、例えば令和3年度の220万3,000円ですか、またその後、1,075万6,000円という組合負担額があるわけでございますが、令和3年度は何年度から何年度の実績を基に算出したものなんでしょうか。

それで令和4年度、これは何年度から何年度までのものを算出したものをここに計上してあるのでしょうか。

令和15年まで明細をお願いいたします。

この負担額、12億8,000万円に対する負担額でありますから、実際は今後これが変わってくるというのは常識的に理解できるんですが、この12億8,000万円を計上した時点での各市の負担、これは何を根拠にこのようなことをしたのか。

これは担当課長じゃなくて、これは管理者にぜひお伺いしたい。

これが案であれば構いません。こういう案を正副管理者に提出したんだということなら構いません。

これが議案である以上は問題だと思います。

ですから、算出論拠について、詳しくお願いいたします。

2回目、これで終わります。

○議長（地下誠幸君） 宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

まず、職員の関係でございます。正規の職員が14名と、会計年度が7名です。

正規の職員の内訳ですけども……

（何事か発言する者あり）

○環境施設課長（宮内雄治君） はい、今それを。はい、すいません。

派遣された職員の市の派遣先ですね。銚子が4名、旭が7名、匝瑳が3名。これが正規職員の派遣元になります。

会計年度のほうですが、今7名の予定でおりまして、こちらのほうは銚子が3名と匝瑳が4名の予定です。

続きまして、交付金の対象外の事業を……

（「どこにお住まいの方かを」と呼ぶ者あり）

○環境施設課長（宮内雄治君） すいません、今ちょっとすぐどこに住んでるかというのは分かりませんので、申し訳ないんですが後でもよろしいでしょうか。

（「後だとしたら質問を共有したと思いますんで、各議員さんに書面で心配りいただきたいと思いますが」と呼ぶ者あり）

○総務課長（江ヶ寄基道君） 書記で来ておりますが、総務課長でございますので答弁をさせていただきますと思います。

現在会計年度職員ということでよろしいでしょうか。

まず、会計年度任用職員につきましては、クリーンセンターの近隣の出身者ということで、総務課のほうで一般公募しました。

担当課長、局長のほうで面接のほうを今している最中でございます。

まだ、本日の議決をいたしませんと正式な任用通知が出せません。

地区と今手持ちございませんが、クリーンセンターの近隣の方ということで、よろしく願います。

あと勤務の状況とかありますので、家の近い方ということでお答えさせていただきますと思います。

○議長（地下誠幸君） 宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

工事の交付金の対象・対象外の中で、対象外はどのような事業をという話なんですけども、元の銚子市の清掃センター、既存のごみ処理施設、こちらのほうの解体撤去を全部やるわけなんですけども、交付金の対象事業になってるのはごみの焼却施設と限定されております。

そのため管理棟などについては対象外になります。こちらの分が対象外の費用になります。

負担割合の算出の根拠なんですけども、令和3年度の予算の組合の負担割合という

のは、平成 29 年から令和元年までの 3 年間のごみ量の平均、こちらをごみ処理量割の数字にしております。

こちらで先日の議会運営委員会の際にお配りさせていただいた資料につきましては、あくまでもこの予算上の金額を算出するために、令和 3 年度の予算の負担割合を基に令和 3 年から令和 15 年までの金額を試算させていただいたというものです。

ですので、同じ負担割合で全て算出をさせていただいております。

(「出してよ」と呼ぶ者あり)

○環境施設課長(宮内雄治君) 以上でございます。

○議長(地下誠幸君) 浅野議員。

○9番(浅野勝義君) 3回目でございます。これで最後でございますので、よろしくをお願いします。

東総地区クリーンセンターや最終処分場の運転管理業務やごみの運搬業務など、民間業者に完全に委託してますよね。

現在旭市さんはそうではないと私は認識しておりますが、私どもも銚子市さんも財政力に関しては決して豊かではないと、そのように私は認識しておるものでございますが。失礼な言い方で申し訳ございません。

予算の多くを占める人件費をこれからは極力減らさなければならないというのは当然のことだと思います。

極端に言えば、東総地区クリーンセンターに常駐する組合職員。私は数名いれば済むんじゃないかと、そのように思うんですよね。

先ほども電話番に任用職員を雇うとかね、軽作業をするとか。このために雇う必要はない、こんなもんだったらさ、うちの市だったらシルバーに頼むよ。

匝瑳市、旭市のクリーンセンターも数名しか置いてないと私は認識しておるわけでございます。

また、構成 3 市における職員のバランスも考慮して、有望な人材を募集するというような形をお願いしたいと思います。

極力人数を減らして、出費を減らすということをまずお願いしたいと思います。

会計年度任用職員の採用についても広く公募してですね、3 市で均等に行くように公平・公正に実施されるよう考えておるわけでございますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

管理者、いかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

次に 40 ページ、銚子市既存ごみ処理施設解体撤去費につきましては、私は賛成でございますが反対するものではございませんが、銚子市として、組合環境施設課として国庫交付金の改正内容や、地域計画、実施設計業務委託、撤去費といった中身が全く組合や構成市に説明がなかった中で事業を進めてきたことを、これは問題であると私は思っていました。

今後は銚子市既存ごみ処理施設解体撤去工事に係る進捗状況や、これから始まる匝瑳中継施設など大規模な事業については、まず組合正副管理者へ相談、そして報告して、了承を得て、執行部で足並みをそろえてから組合議会に諮り、進めるように強く

要望するものでございます。

これも管理者に御意見を伺いますので、よろしく願いいたします。

答弁漏れで、令和3年度から令和15年度までの負担割合を算出したものは、平成29年度から令和元年度にかけてのものを基準にして算出してるということでありませぬね。

このごみの量を決めた時点では、各市ともごみの減量化に努力するということを建前で、基本が2、ごみ量が8と決めたわけなんですよ。

それを一概に平成29年度から令和元年度を基準にしたものを考えるっていうのは、ちょっと意味が違うと思いますよ。

その辺のところを。先ほども答弁漏れで私のほうから、これはあくまでも案であるんでしょねと。正副管理者が認めたものじゃないでしょうねということをつしあ聞いたと思います。ですから、案であればね。

宮内課長、もっとこういう構成で物を考えて、誰が見ても納得するようなことをしてください。

ごみの量は年々変化します。また、変化しなきゃならないんですよ。負担金を減らすためには、ごみの量を少なくするしかないんですよ。

その辺のところを何か勘違いしてるんじゃないかと。

ですから、単年度で計算をして、そして、例えば翌年度、次の年度にそれを反映させるとかというような形を基本的に持っていかないとおかしいと思いますよ。

これは組合で議決して決定していることでありますので、その辺を執行部として軽んじないでいただきたい。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（地下誠幸君） 40分以上経過しましたので、10分間休憩いたします。

4時5分再開いたします。

午後3時55分 休憩

---

午後4時05分 再開

○議長（地下誠幸君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

銚子の既存ごみ処理施設解体撤去に係る費用負担の算出の仕方で、負担割合の用い方なんですけども、あくまでもこちらのほうは12億8,144万5,000円の事業費に対して、組合負担額がどれぐらいになるかの見込みを算出するための案ということで作らせていただいております。

先ほど言ったとおり、令和3年度の負担額の基になるのが、今で言いますと平成29年から令和元年までのごみ量になりますので、今後この負担割合の考え方につきまし

ては、各市の財政担当課さんと協議させていただきながら、最終的に決定したものをまた組合議会に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（地下誠幸君） 米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 御質疑の中で大変重要な御要望をいただきました。ありがとうございます。

先ほど御挨拶の中でも申し上げましたとおり、銚子市、旭市、匝瑳市のさらなる連携と協調を図り、共同処理業務を推進し、東総地区の均衡ある発展と振興を目指しているところでございます。

したがいまして、私ども執行部はもちろんですが、議員の皆様にも情報をお出しして、一つずつ合意と納得をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（地下誠幸君） ほかにございますか。

田村議員。

○8番（田村明美君） すいません、時間が経過しておりますが、少しお尋ねいたします。

初めてですので、既にもう皆さん十分認識されていることなのかもしれないんですが、34ページの野尻地区緊急対策基金利子、森戸地区緊急対策基金利子ということで、利子については計上ありませんけれども、過去に1,000万円ずつ基金積立が行われているかと思いますが、緊急対策基金という名称ですので、説明をいただきたいと思います。

それから37ページのところで、負担金、補助及び交付金、3目4目それぞれあるんですが、こちらも地元への支援対策ということで、野尻地区交付金1,000万円、森戸地区交付金300万円。

これは、令和3年度から毎年1,000万円、300万円ということで予算化していくものだと思います。

野尻地区の世帯数、また人口、それから森戸地区の世帯数、人口など、ちょっと参考にさせていただきたいと思いますのでお願いいたします。

それから、中継施設管理費38ページ、39ページで、中継施設というのが今現在は旭市、匝瑳市とも仮中継施設という名称になっております。

今後、いずれ本格的に整備されるんだろうと思うんですが、管理費というところでは、そこで実際に働く方々の人件費、それから委託費というのが令和3年度からずっと毎年計上されると。

旭市、匝瑳市について、従来ごみ処理事業を方法は違っていてもやってきたという経過がありまして、それで先ほど会計年度任用職員の採用、選任のことが議題になりましたが、旭市、匝瑳市とそれから当組合との協議というんですかね、中継施設管理に当たって一方的に組合の管理下にあるということで、組合が一方的にこうしてほしい、こうということではなくて、旭市、匝瑳市の担当課・担当者とも十分調整・協議していただく必要があるんじゃないかと思うんですが、どうなっているのか伺います。

最後ですが、51ページのところで債務負担行為で真ん中のところで、令和4年度か

ら令和 22 年度までの広域ごみ処理施設運営。これはその前の年と変わる在り方ではないようですけれども、物価等の変動に伴う増減額というのが債務負担行為の中に記載されています。

当然のような気もするんですが、最終処分場管理運営にはその文言がありませんので、広域ごみ処理施設運営についてという助燃材が高騰するとか、いろいろ資材高騰というようなことがあり得るのかなと心配になるんですが、説明をお願いしたいと思います

以上、お願いします。

○議長（地下誠幸君） 田村議員の質問に対する答弁を求めます。

宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

まず緊急対策基金についてですが、こちらのほうは焼却施設、処分場両方ございまして、どちらもですね、施設が原因で周辺環境に何かしらの異常を発生させた場合、その原因を調査するために予算を基金として積んでいるものです。

何かトラブル・事故があつてから予算計上して調査するとなると遅くなりますので、何かあつた場合にすぐ初動調査ができるようにするために基金を積んでいるというものでございます。

続きまして、野尻町と森戸町のこの交付金のほうですけれども、こちらはそれぞれ地元町内で協定っていうのを結んでおりまして、その中でこの金額を決めさせていただいております。それが野尻町のほうが 16 町内を対象に年間 1,000 万円。森戸町は 1 町内ですけれども年額 300 万円と。

野尻町の世帯数のほうが、令和 2 年度の世帯数ですが 16 町内で 1,563 世帯。森戸町のほうが 135 世帯になっております。

すいません、世帯数は分かるんですが、人口はちょっとこちらで確認しておりませんので不明でございます。

続きまして中継施設の運営の関係でございますが、令和 3 年度に旭と匝瑳のそれぞれの既存のごみ処理施設を中継施設として活用させていただくために、組合のほうでお借りしているというのが今の状況で、この運営に当たりましては、それまで環境担当課等とですね、協議をさせていただいて、ごみの受け入れの基準であつたりとか、分別の基準というものを協議させていただいた上で今運営をしているというふうに認識しておりますので。

正直始まってみてからいろいろ問題というのは 3 市で、今までと状況が変わっておりますので、いろいろ問題があつたかと思うんですが、今までのところ大きなトラブルはなく進められているのかなと思います。

最後、ごみ処理施設の負担行為の関係ですが御意見のあつたとおりで、クリーンセンター、ごみ処理施設のほうは債務負担行為の金額に対しまして、消費税等物価変動に伴う増減額を足したものが毎年委託料になるということで、物価変動に係るものというのが人件費であつたりとか、原材料費、先ほどお話がありました副資材という燃料、コークス等ですね、という物の単価の変動を増減があつた場合に、それを反映

させて委託料を決定するということになります。

ですので、心配されるとおり、万が一、物価が大分上がった場合には委託料も上がることにはなるのかなということでございます。

○議長（地下誠幸君） はい、田村議員。

○8番（田村明美君） 中継施設管理費なんですけど、一般職及び会計年度任用職員給料というのが計上されていますけれども、旭と匝瑳、仮中継施設で働く人員というものの、人数は何人なのでしょう。

それから、どういった業務を組合雇用でやってもらっているのか。委託というのがありますので、そこをちょっとはつきりと分かりやすくお願いします。

○議長（地下誠幸君） はい、総務課長。

○総務課長（江ヶ寄基道） 総務課でございます。

まず、旭の中継施設につきましては、旭市の正規職員5名で令和3年、令和4年も想定してございます。

一般事務職を1名、それから衛生技術員ということで4名。これ、旭市の正規職員でございます。令和3年でも同じに（発言不明瞭）を得ております。

それから、松山にございます匝瑳の中継施設でございますが、こちらも全員で5名でございます。

作業員のほうを言いますが、これは会計年度任用職員ということでございます。

会計年度任用職員につきましては、匝瑳市ほか二町環境衛生組合のほうでこのごみ処理施設のほうをかつて運営しておりましたので、慣れている方ということで令和3年度に任用し、令和4年度もこのままで行きますと任用する予定ということになっております。

また、1人は二町環境衛生組合のほうで働いておりました。今、匝瑳市のほうの主任主事というふうになっておりますけど、再任用ということで、この1名は匝瑳市の正規職員、4名は会計年度と。

これは組合の職員だった者をいただいたと。令和4年度もその想定でいるということでございます。

以上でございます。

○議長（地下誠幸君） ほかによろしいですか。

はい、岩井議員。

○3番（岩井文男君） 私、2点ほどお伺いしたいんですけども、端的に質問します。

34 ページの先ほどの説明ですと電気の売電収入、あるいは資源の売り払い、9,800万円と9,208万3,000円。

この中身について、そして、また1年トータルした場合にはどのくらいの額になるのか、そこら辺についてお尋ねします。

もう一つはですね、37 ページの最終処分場の管理費の中で、副生塩運搬・処分業務委託料1,488万3,000円とあります。

最終処分場を造る際には、どこの最終処分場に行ってもそうですけども、塩分の除去っていうのは大変難しい。

しかしながら完成した暁には、塩害というものが大変心配されるということがありますので、地元の最終処分場にいいよといった人たちもですね、やっぱりこの塩分というものに対しては非常に懸念を持ってると。

この点について、どういう経過で、どういうふうな除去ができているのか。この点について伺います。

○議長（地下誠幸君） 岩井議員の質問に対する答弁を求めます。

宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

まず 34 ページの売電収入の配分金 9,868 万 1,000 円ですが、こちらは施設の運転管理をしている会社のほうから来年度の売電収入の見込額というものをいただいております。それを予算に計上しております。

売電量としましては、年間の発電量が約 1,355 万 5,000 キロワットですね。平均の売電単価が 14.56 円。それで全体金額が出てくるんですけども、この収入は組合側が半分頂きますので、その 2 分の 1 の金額がこの 9,800 万円という金額になります。

続きまして資源化物の売り払い収入ですが、こちらは令和 3 年度の半年の実績を基に 1 年分の収入を見込んだ金額になっております。

続きまして処分場の副生塩の処分業務、こちらのほうなんですけど、副生塩というのは処分場の浸出水処理施設、水処理施設を運転しますと副生塩っていうものが発生します。

ただ、実際まだ水処理施設が本格稼働しておりませんので、今のところまだ副生塩は発生しておりません。

じゃあ、来年度どれくらい出るのかということも、今まだ水処理施設が動いておりませんので、あくまで見込量で副生塩が出る量を見込みまして、それを委託して処分すると。

委託して処分するのは、これは県内の事業者にはございませんので、県外の処分業者に運搬しましてそちらで処分するというところで。

あの施設には、運ぶまでの間は置くことにはなりますが、あの施設にずっと保管するということではございませんので、周りに塩害とかそういう被害が発生するようなことはないというふうに考えております。

○議長（地下誠幸君） はい、岩井議員。

○3 番（岩井文男君） 売電のほうも分かりました。

今後の資源化物の売り払い収入のほうも、ペットボトルと缶、あるいはほかの部分はどうなってるのか、分かれば詳細をお願いしたいと思います。

それともう一つの塩分の関係ですけども、やっぱりこれは不安というのはありますのでね。

来年度の業者に対する予算だと言いますが、あそこに副生塩、塩が残らないようにね。そもそも緊急課題としてしっかりと取り組んでいただきたい。

これは強い要望ですので、それに答弁があれば、ひとつお願いをしたいと。

○議長（地下誠幸君） 宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） ペットボトルのほうが予算計上した年間の見込額が約1,540万円。金属類、こちらはアルミとスチールの缶の物だったり、それ以外の金属も含めてですが、6,050万円ぐらいですね。紙類とか衣類、こちらのほうが1,610万円ということで、合計で9,200万円ということでございます。

あと塩の処理の件ですけれども、繰り返しになりますけれども、短期間はどうしても処分場に置かせていただくんですけれども、当然それは周辺に影響を与えないように管理をさせていただきますので、周辺の皆さんに心配等かけることのないよう施設の維持管理・運営に努めさせていただきますので、御理解いただきますよう、よろしくお願います。

○議長（地下誠幸君） ほかにございますか。

質疑なしと認めます。

次に議案第4号の補足説明を求めます。

石毛事務局長。

○事務局長（石毛俊光君） 議案第4号 令和3年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

議案第4号、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,931万7,000円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ16億3,631万7,000円と定めるものでございます。

4ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項1目衛生費負担金は、5,986万円減額で、補正後の額は9億6,805万6,000円となっております。

これは関係市からの負担金で、説明欄に記載のとおり、管理運営費負担金は、5,341万5,000円減で、補正後の額は8億6,062万6,000円、建設費負担金は644万5,000円減で、補正後の額は1億743万円となります。

5款1項1目繰越金は前年度の決算を踏まえ、8,917万7,000円増額し、補正後の予算額は9,485万5,000円でございます。

5ページを御覧ください。歳出でございます。

1款1項2目ごみ処理費は3,841万5,000円減額で、補正後の額は2億80万9,000円でございます。

補正の内容は、18節負担金、補助及び交付金に計上しておりました収集費用差額分負担金について、今年度分の負担金額が決まったことにより、その残りを減額するものでございます。

1款1項4目最終処分場管理費は、1,500万円減額で、補正後の額は1億1,110万7,000円でございます。

補正の内容は、12節委託料に計上しておりました最終処分場管理運営業務について、最終処分場建設工事の工期を延長したため、運営開始が令和3年7月となったことから、委託期間を短縮したものでございます。

1款2項1目施設建設費は8,273万2,000円増額で、補正後の額は2億320万7,000円でございます。

補正の内容は、12 節委託料に計上しておりました共同利用施設の測量調査業務及び基本設計業務について、令和4年度実施に変更したことから減額するものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、銚子市が実施する既存ごみ処理施設の解体撤去に係る経費のうち、交付金等を差し引いた実質負担額について、実施主体となる銚子市に支払うものでございます。

22 節償還金、利子および割引料は、令和2年度決算による実質収支額が確定し、これは施設建設費負担金として構成市に負担していただいたものの残額となることから、令和2年度の負担割合で各市に返還するものでございます。

議案第4号についての説明は、以上でございます。

○議長（地下誠幸君） 事務局の補足説明が終わりました。

議案質疑を許します。

はい、石田議員。

○7番（石田勝一君） 今、局長のほうから説明いただいたんですけどもね、ページで言いますと5ページ、銚子市の既存ごみ処理施設解体撤去費負担金と。

先ほど私、来年度予算についてもお尋ねしたんですけども、その関連性がちょっとこれね、私には理解が行き届かないんですよ。ですから、もう少し詳しく。

先ほどの令和4年度予算に対して、ページで言うと40ページ。先ほど質問しましたけれども、それと、補正で220万3,000円を組むということで、この関係がちょっとね、分かりづらいですから、もう少し具体的に分かりやすく説明していただけますか。お願いいたします。

○議長（地下誠幸君） はい、宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

5ページの負担金のこの220万3,000円につきましては、銚子市が実施します既存ごみ処理施設の解体撤去工事、こちらのほうが令和3年度から実際にもう行っております。

実際に事業としては、令和3年、令和4年、令和5年の3か年事業で実施する中で、当初予算のほうに計上させていただいた分は、あくまで令和4年度に銚子市が実施して支払う金額の相当額と。

この220万円は令和3年度に実施する分の相当額ということになっておりますので、その分をここの補正予算で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸君） 石田議員。

○7番（石田勝一君） そういうふうに説明してもらえるとね、分かるんですよ。

そうするともう1年、令和5年度にまた出てくるということで理解してよろしいですか。

○議長（地下誠幸君） 宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

事業の実施年度は令和3年度から令和5年度の3か年なんですけども、実際には起

債を借りて、その償還するときにも組合の負担額としては発生しますので、実際には今の計画で言いますと令和15年度まで、10年間の償還期間もございますので、発生するということになります。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○議長(地下誠幸君) ほかに質疑はございませんか。

田村議員。

○8番(田村明美君) はい。

5ページの建設費の施設建設費、建設費負担金返還金についてお尋ねしたいんですけども。

この中に含まれているのかどうか確認、説明をいただきたいことなんですが、最終処分場の建設整備で掘削を始めたときに不法投棄の廃棄物が多量に出てきたと。

それはまず組合の事業ということで撤去、処分したと。当然費用がかかったかと思うんですけども。

ただ、その不法投棄廃棄物が埋まっている土地であったということは、組合管理者、責任者などは当然知らなかったというようなことで、そもそもの土地所有者の責任があるんじゃないかという議論が組合議会の中でも行われたと聞いています。

現在の経過、あるいは結果としてどうなったのか。

この建設費負担金返還金は3市に対し返還する金額ですけれども、建設費の関係の負担金の返還ですから、この中にその土地所有者が負担してくれたので、その分返還できるという金額が含まれているものなのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○議長(地下誠幸君) 宮内環境施設課長。

○環境施設課長(宮内雄治君) はい。

こちらの返還金につきましては、施設建設費として広域のごみ処理施設と広域の最終処分場の建設工事に予算を計上させていただいておりまして、その剰余分、残った分ということでございますので、御意見のあった地権者からの金額等は含まれておりません。

(「それだけですかね。説明をお願いします」と呼ぶ者あり)

○環境施設課長(宮内雄治君) 処分場の建設工事のときに不法投棄ごみが発見されまして、その地権者に請求するかどうかという協議につきましては、当時の正副管理者に協議していただきまして、最終的な結論には至っておりませんが、地権者の中には地元の住民も含まれているということもございまして、施設の建設の同意をいただき事業を進められたということもございまして、対応については慎重に協議していくというような話し合いにはなっていましたが、最終的な決定には至っていないという状況でございます。

○議長(地下誠幸君) 田村議員。

○8番(田村明美君) 結局、不法投棄廃棄物の撤去・処分については、組合負担としてどれだけの費用がかかったんでしょうか。

それから、建設整備に当たって、それから、これから長い期間の事業運営に当たって、地元の住民の方々の協力をいただかなければならないというのはよく分かるんですけども、ただ、法廷にかけてもというようなこともあるんじゃないかと思うんですね。

そこはやっぱり構成団体の住民の財産に関わることという。人口的にはね、ものすごい人口の財産に関わることという観点できっちりやっていただく必要があるんじゃないかと。

あいまいなまま組合が仮負担して、そのまま経過していくということはだめなんではないかと私は考えるんですけども、管理者の御意見、また、経過説明などありましたらお願いします。

○議長（地下誠幸君） 宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） 処分場での不法投棄されたごみが発見された当時、あくまで概算で算出した費用としましては、約 1,000 万円ぐらいの費用がかかるんじゃないかというふうに算出しております。

○管理者（米本弥一郎君） はい、ありがとうございます。

議員おっしゃられるようにですね、東総広域市町村圏、約 15 万人以上の方々から血税を頂いて当組合として事業を行っております。

請求に関しましては、今後正副管理者において慎重に協議させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（地下誠幸君） はい、田村議員。

○8番（田村明美君） はい、すいません、最後です。

宮内課長から約 1,000 万円ほどかかるのではないかと、そういう算出をしたということ。

では、実際にいくら費用負担したというのが普通はあるのではないかと思うんですよ。それでもう、過ぎ去ったことですよ。

財源は何を使ったのかと。全然不明なままではまずいので、明らかにしていただきたい。

今後どうするかっていうことは、管理者、副管理者で重々協議していただく必要がありますけれども。

でも、実際にもう撤去・処分したのはゼロ円でできたわけではないはずですので、どうなったか。なぜそういう答弁になるのか、よく分からないのでお願いします。

○議長（地下誠幸君） はい、宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい、すいません、私のほうで答弁が間違っております。訂正させていただきます。

先ほどの 1,000 万円という金額が最終的に費用としてかかっている金額です。

それぞれ運搬と処分にかかった費用の合計が約 1,000 万円ということでございます。

こちらの費用については、最終処分場の建設工事費の中で支払わせていただいているということでございます。

○議長（地下誠幸君） ほかにございますか。

林晴道議員。

○6番(林 晴道君) ちょっと議長に申し上げます。

本日9時半に3回目のワクチン接種をやったものですから、着座のまま会議を行いたいので、許可をお願いします。

○議長(地下誠幸君) はい。

○6番(林 晴道君) 議長から着座のまま質問・質疑をする許可を得ましたので、それをお願いしたいと思います。

先ほども聞いたものが1つ載っております。これは歳出の1款2項1目の共同利用施設というものであります。

先ほど6,000平米くらいの広場を小高いところに建てるということでありましたが、これそのまま繰り越す事業なのかなと、金額を見たら分かるんですが、これ計画性がしっかりと取れているのか。これがなぜ必要だと。

それから住民からどのような要望があったのか、具体的にその経緯、計画を教えてください。

○議長(地下誠幸君) はい、環境施設課長。

○環境施設課長(宮内雄治君) はい。

この共同利用施設というのは先ほど説明したとおり、災害等が発生した場合の一次避難場所となるような広場が欲しいと、造っていただきたいという住民の要望がございました。

広域のごみ処理施設、クリーンセンターの建設の地元への説明を始めたのが、東日本大震災の発生する前後でございます。

災害があった関係もございまして、地元の住民からそういう一次避難場所になるような広場があるといいなということで要望が出されまして、計画を進めてきているということでございます。

令和3年度に予算計上させていただいたんですが、正直、測量に入る前に地権者さんに協議に行く中ですんなり行かないところもございまして、今年度、業務が着手できなかったことから、来年度に予算を改めて計上させていただいたというところでございますので、御了解いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長(地下誠幸君) はい、林晴道議員。

○6番(林 晴道君) はい。

この令和3年度にね、測量業務でちょっと支障があつて繰り越すことになったって、地元の人が必要としてないから繰越しとなったんじゃないんですか。

これ、計画が何だかね、よく分かんない。東日本の問題で必要だから、東広の事業で予算付けをすると。なかなかちょっと難しいんですよ、判断するのがね。

必要であれば、すぐにですね、地元も納得、合意の上で事業を開始されるんじゃないのかなというふうに考えたんですけど。

その辺が分かるように教えてください。

○議長(地下誠幸君) はい、宮内環境施設課長。

○環境施設課長(宮内雄治君) はい。

この共同利用施設の整備につきましては、地元の町内と締結してまず協定の中でうたわれております。共同利用施設を整備することということで。

協定が非常に重いものところからも思っておりますので、施設整備を進めさせていただきたいなと思っております。

地権者さんを悪く言う気はございませんが、やはり地元町内と地権者さん当人とはどうしても別ですので、事業に対して御理解いただけるかどうか、そこは丁寧に説明させていただきたいなと思っております。

○議長（地下誠幸君） はい、林晴道議員。

○6番（林 晴道君） はい。

地権者さんがね、難色を示したということであれば、いくら締結した事があるといっても、無理してね、予算を使ってやる必要ないんじゃないのかと。

もう一回じっくり考え直すことも必要じゃないのかと思って聞きました。

あとですね、この事業始まってからね、最終処分場の開業が遅れたことによって、最初のほうの、何ですか、灰ですか、残った灰を旭のグリーンパークのほうで受け入れているんですよ。それでも旭のほうではね、そういう締結がないもんだから何かをしてくれだとか、こういうのを建ててくれって言ったことないと思うんですよ。

なかなかね、先ほど先輩議員発言されましたけど、公平・平等と。なかなかね、旭も何かね、いい人が多いもんでね、これまで譲ってきたとは思いますが。

はっきり言ってこういうものをね、何か無理してやってるんじゃないかなとちょっと感じました。

それから、締結の中でなくても旭のほうでもですね、そういうことをしっかりと協力してるんだから、同じような感覚で予算をですね、配分するというような検討をしていただきたいと。そのように思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（地下誠幸君） 暫時休憩いたします。

午後4時45分 休憩

---

午後4時59分 再開

○議長（地下誠幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは再開いたします。

はい、米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 林議員にお答え申し上げます。

先ほども申しましたとおり、私どもといたしましては、構成3市の均衡ある発展と振興を目指しているところでございます。

御指摘の点につきましては、今後管理者、副管理者で協議させていただきます。あ

りがとうございました。

○議長（地下誠幸君） ほかにございますか。

はい、浅野議員。

どうぞ、座って。

○9番（浅野勝義君） 先ほどの旭の林議員からですか、地元貢献策というような関連で質問があったわけですが。

これは当時、何かグラウンド整備とかグラウンドを造るとか何とかっていうことであって、これボツになっていませんでしたっけ。

何か自分の記憶ではね、自分は平成26年度から東広にはお世話になってますけども、その当時、これについて議論がありまして、いろいろ思い出すんですが、銚子にグラウンドを造って、共同利用施設だということであっても、匝瑳のほうから、旭の外れのほうから来て、このグラウンドを使うかというような議論があったような記憶があるんですよ。

それで、これは多分必要ないじゃないかというような結論に至ったような気がするんですが。

これは何年度の議事録に、宮内課長、残ってますか。分かれば。

○議長（地下誠幸君） はい、宮内課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

もともと地元貢献策というのはいろいろお話がありまして、多分ですが今の浅野議員さんの発言のボツになったというか、計画がなくなったという話は温浴施設とか、そういう大規模な開発を伴うような話も一番初めはあったんですけども、それについては確かになくなりました。

今、こちらで説明している共同利用施設につきましては、最終協定に記載させていただいている内容になりますので、これは最終協定締結前に組合議会のほうにも一度、内容をですね、確認していただいた上で最終協定結ばせていただいておりますので、この共同利用施設については、計画は残っているというふうに認識しております。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 記憶で発言して申し訳ないんですが、たしかあの時点でね、結局銚子市も反対があるとかってというような問題も発生していたと思います。

そんな中で、当時から少子高齢化ということで、兆しがございましてね。それで、たしかそんなに銚子市で反対ならば、匝瑳市でやるかという意見もあったんですよ。

ですから、私は地元に対してそんなに貢献する必要はないと思ってるんですよ。

逆にあの施設ができて、道路整備や何かでもって地元には十分に貢献してると。

結局、人の入れないようなところに公共施設ができてですね、地元には十分に貢献されてると。まして地元は大枚、現金で払ってますよね。

ですから、そんなにこの件を重要視する必要はないんじゃないかと思いますよ。

当時、本当に銚子が反対であって、時間的に間に合えば、匝瑳市の飯高とか山の手で造ろうという意見もあったわけですから。

恐らく銚子の市長もその辺のところは記憶にあるんじゃないかと思います。

ですからこの件は、私はボツにすべきだと思います。

以上であります。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） すいません、これもし仮に造ったとしたら、維持管理はどうなるんですか。維持管理も東店で持つということになるんですか。

ですから、そういうこともあるものでね。あまり、宮内課長、銚子銚子ということでもって貢献策云々ってことはさ、今さらはやらないと思いますよ。

かえって、造ってもらって、銚子市のためにはなってると思いますよ。

以上であります。

○議長（地下誠幸君） はい。答弁は。

（「答弁なくてもいい」と呼ぶ者あり）

○議長（地下誠幸君） ほかにございますか。

質疑なしと認めます。

次に議案第5号の補足説明を求めます。

石毛事務局長。

○事務局長（石毛俊光君） はい。

議案第5号 東総振興センター設置条例を廃止する条例の制定について、御説明いたします。

本条例は、当組合の事務所として東総振興センターを使用してきましたが、施設の老朽化の問題から事務所を旭市役所海上庁舎2階に移転したことに伴い、同センターの使用を終了するため、東総振興センター設置条例を廃止しようとするものであります。

本条例の施行日は令和4年4月1日でございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（地下誠幸君） 事務局の補足説明が終わりました。

議案質疑を許します。

質疑はありませんか。

はい、田村議員。

○8番（田村明美君） 東総振興センター設置条例の廃止ということなんですが、東総振興センターの名称は残して、位置を移すということにしない理由はどうしてなのでしょう。

海上庁舎の2階については、どういう扱いになるのでしょうか。

○議長（地下誠幸君） 石毛事務局長。

○事務局長（石毛俊光君） はい、田村議員の御質問にお答えします。

振興センターの名前を残さないという御質問ですが、建物自体の名前が東総振興センターというふうに名前をつけておりましたので、解体撤去する予定ですので、それを廃止するという事で施設とともになくなるというふうに考えております。

この海上庁舎の位置付けですが、こちらにつきましては旭市役所から施設をお借りするという扱いで、いわゆる間借りというんですかね、あくまでここは旭市役所の海

上庁舎の2階を事務所としてお借りするという扱いになっております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸君） はい、田村議員。

○8番（田村明美君） 東総地区広域市町村圏事務組合という名称の事務所がここにあるということになるわけなんです、そういう名称の設置条例というのは作る必要はないんですね。

何かよく分からなくて、公共の施設の位置付けというのが条例とかになくていいのかなというので、御説明ください。

○議長（地下誠幸君） はい、石毛事務局長。

○事務局長（石毛俊光君） はい、ただいまの御質問にお答えします。

うちの組合なんです、規約というものがございまして、その規約のほうに住所を載せてございます。

事務所の所在地としては、規約のほうに記載されております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（地下誠幸君） 質疑なしと認めます。

次に議案第6号に入ります。

地方自治法第117条の規定により、議案第6号に関係いたします田村明美議員の退席を求めます。

（田村明美君退場）

○議長（地下誠幸君） 議案第6号の補足説明を求めます。

石毛事務局長。

○事務局長（石毛俊光君） はい。

議案第6号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について、御説明いたします。

当組合の監査委員は、知識経験を有する者1名、組合議員から1名の計2名で構成されております。

そのうち、組合議員から選任されておりました委員が現在欠員となっておりますので、その後任に田村明美議員を選任したいので、組合規約第13条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期は、組合議員の任期と同様でございます。

議案第6号の補足説明は以上でございます。

○議長（地下誠幸君） 事務局の補足説明が終わりました。

議案質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（地下誠幸君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

田村明美議員の入場を許可します。

(田村明美君入場)

---

## 日程第8 一般質問

○議長（地下誠幸君） 日程第8、一般質問を行います。

あらかじめ申し添えますが、一般質問の発言時間は答弁時間を含めて60分となっておりますので、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

それでは、通告により順次質問を許します。

初めに、浅野勝義議員の一般質問を行います。

浅野勝義議員。

○9番（浅野勝義君） このたび正副管理者、そして地下議長並びに執行部各位におかれましては、私の一般質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私ども匝瑳市の田村議員も一般質問を行うとのことですので、私は要点をかいづつまんで短時間で終わらせますので、よろしく願います。

東総地区広域市町村圏事務組合において、令和4年度の予算規模約14億5,000万円を誇る一般廃棄物処理事業特別会計を中心に、通告に従いお尋ねします。

質問事項2点についてお尋ねします。

まず、1点目に構成市及び千葉県からの組合派遣について、2点目に産業廃棄物の受け入れ状況は、どのようになっているか。以上、大別して2点についてであります。

本来、大別した2点については、管理者に御答弁をお願いするところではありますが、重複するところもあると思いますので、時間短縮の意味も含めて早足で一問一答形式にて行いますので、よろしく願います。

初めに構成市及び千葉県からの組合派遣についてであります。私が申し上げるまでもなく、事務局長や会計年度任用職員を除く組合の職員は、銚子市・旭市・匝瑳市からの派遣職員で構成されております。

私も平成26年度からこの東広にはお世話になっておりますが、私の記憶では、たしか匝瑳市からの派遣は、おおむね2年になっていると思います。

職員の人事は総務課の管轄でございますから、総務課長、お答えいただければありがたいです。よろしく願います。

○議長（地下誠幸君） 浅野勝義議員の一般質問に対する答弁を求めます。

江ヶ寄総務課長。

○総務課長（江ヶ寄基道君） それでは人事・派遣につきましては総務課管轄でございます。

議長の了解をいただきましたので、発言をさせていただきます。

職員の派遣の条件や年数に決まりはないのかという御質問でよろしいでしょうか。

はい。この東総地区の広域市町村圏事務組合につきましては、今お話がありましたとおり、会計年度の職員。それから……

○9番（浅野勝義君） 自分は匝瑳市からの派遣がおおむね2年となっているかどうか

をお尋ねしています。

○総務課長（江ヶ寄基道君） そうしますと、組合の総務課としましては要望をすると。

要望をしている条件でございますが、組合として何人欲しいですよ、それから役職は課長職でお願いしたほうがいい、一般職でお願いしますとか要望していることでございますので、匝瑳市からは何年なのかは私には管轄外でございますので。

よろしく願いいたします。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） ありがとうございます。

管理職にあってはですね、私の知る限りでは旭市からの派遣である総務課長もおおむね2年間であると思いますが、御答弁をいただきます。

○議長（地下誠幸君） はい。

○総務課長（江ヶ寄基道君） 私の立場ではどこまでお話していいかはあれなんですけれども、総務課長としては歴代の先輩方を見ますとおおむね2年くらいというふうに存じ上げております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 資料をお配りしたいんですが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（地下誠幸君） はい、どうぞ。

○9番（浅野勝義君） 職員の方、お願いします。

（資料配付）

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 一般的に人事管理における人事異動の考え方として、多くの地方自治体では、職員の定員管理や育成等、人事管理に関する方針や計画が策定され、この中で人事異動等の考え方が示されております。

人事異動についての考え方は、各自治体の地域性等によって異なるとは思いますが、一般論として、公務員の人事異動については長期間の在職は避け、定期的に異動することが望ましいと言われております。

その理由として、1つ、不正の防止、2つ、職員の能力開発、3つ、職場の活性化等が主な理由に挙げられております。

つまり、一定期間で異動すれば、特定の企業・団体等との癒着等が避けられること、いろいろな業務を経験する中で、さまざまな知識・スキルを身につけることができること、さらには、職員が入れ替わることで職場の刺激となり、組織が活性化することが期待できることといったメリットがあります。

つまり、人事管理としての職員の異動は、職員の育成はもとより、職場や自治体としての活性化にもつながるものと考えられております。

さらに参考資料として、これは要約したものだと思いますが、有名な堤直規氏の著書、公務員の「異動」の教科書では、その中に一般論として、公務員の異動については、主に「不正の防止」、さらに「職員の能力開発」、さらに「職場の活性化」が異動の理由とされております。一定期間で異動すれば、特定の企業・団体等との癒着等が

起きにくくなる（一つの部署にとどまることの危険性と解釈）、また、いろいろな業務を経験する中で、さまざまな知識・スキルを身につけることができる、さらに職員の入れ替わりは職場の刺激ともなる、等々記されております。

そこでお尋ねします。

現在、この東広において、管理職及び派遣職員の任期、または条件等に関する規定、そして取り決め事項等がございますでしょうか。

要するに、組合では人事管理における各市からの職員の派遣での基本的な方針・考え方は定めているかということがございます。

人事については、総務課が担当と思います。

まず担当課長、そして最高責任者である管理者から御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（地下誠幸君） はい、総務課長。

○総務課長（江ヶ寄基道君） はい。

それではまず取り決めがあるのかどうかという御質問だったと思います。

回答から申し上げますと、組合といたしましては派遣職員の条件、年数等の定めはございません。

先ほど御紹介したとおり、派遣を希望する、何人くらい欲しいという人数。それから課長職や一般職、こういうことでその人数が欲しいということで要望するだけでございますので、構成市からの派遣する職員を決定してもらって。

要望がかなうかどうかというのも、これは分からないところでございます。

先ほども申しましたが、派遣職員の条件や勤務年数の取り決めはございません。

以上でございます。

○議長（地下誠幸君） はい、米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい、浅野議員にお答え申し上げます。

詳細は先ほど総務課長よりお答えしたとおりでございますが、組合といたしましては、派遣職員の条件や勤務年数等の定めはございません。

構成市に人事要望をする上で、派遣を希望する人数、役職をお伝えてしているのみでございます。

構成市から派遣される職員の選定や組合での継続勤務年数についての取り決めはございません。

大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 一般的に私ども匝瑳市などでは、職員の異動は原則2年間が一般的であるようであります。

そんな中で、中には派遣期間が10年も超える職員もいることを管理者は御存じかどうかについてお尋ねします。

○議長（地下誠幸君） はい、米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい。お答え申し上げます。

浅野議員から頂きました資料によりますと、10年を超える職員がいるようでござい

ます。

今後はですね、構成市の市長とも協議し、今後の組合組織、派遣職員の在り方など検討してまいりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 同様に銚子市、匝瑳市の副管理者にも御意見を拝聴したいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（地下誠幸君） はい、越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 銚子市からの派遣が長いという職員につきましては、これまでクリーンセンター並びに最終処分場の建設という大きな目標に向かいまして、町内あるいは地元との協議という大変大切な役割がありましたので、長くなってしまったという部分があるのかというふうに思っておりますけれども、今後はなるべく早く派遣を解かせていただきたいというふうに考えております。

○議長（地下誠幸君） 宮内副管理者。

○副管理者（宮内康幸君） はい。

匝瑳市ではですね、毎年度、この東総地区広域市町村圏事務組合からの希望、派遣職員数及び希望職名というところに応じてですね、本市においても派遣職員を決定しておりますが、派遣期間につきましては年度単位が基本になっておりました。

本市といたしましては原則として、先ほど浅野議員おっしゃったとおり2年。

そのような中から、基本的には2年から3年を目安に更新を行っているというところでもありますので、今後もそのように行っていきたいというふうに考えております。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） ありがとうございました。

これまでの私の認識では、資料は議事録に残りませんもんで、議事録に残すために、あえて皆さんにお配りした資料の内容について、御説明をさせていただきます。

それでは申し上げます。

鴨作勝也氏が施設整備課長として、平成26年11月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

次に、宮内雄治氏が平成25年4月1日から現在まで10年目。そのうち、施設整備課職員として7年、施設整備課長、環境施設課長として現在3年目であります。

その後、西ノ宮正人氏が施設整備課、環境施設課職員として平成22年4月1日から現在まで12年目であります。

そこでお尋ねします。なぜ銚子市からの派遣職員だけが長いのか。

営利を目的とする民間企業ならいざ知らず、公務員の処遇としては極めて異常である。不適切である。長すぎると私は思います。

管理者はどのようにお考えでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（地下誠幸君） 米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 浅野議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども副管理者が申し上げましたとおり、これまで大変大きな事業を行っており

ました。

そのため、事業に精通している職員、あるいは地元との交渉を続けていく上で人が変わらないほうが交渉がしやすい。そういったことがありまして、大変長い間、派遣をいただいていたということであろうと思います。

一応、焼却施設、最終処分場は完成して竣工し、稼働しましたので、今後は派遣についても見直してまいりたいと考えております。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） ありがとうございます。

いずれにしてもですね、一人の職員が、一つの部署に10年以上もいる。これは問題だと私は思います。

繰り返しになりますが、清き川の流れも、堰を止められ淀めば濁ってしまう。

また、同質化という問題もあります。

人はどんな人でも、自分と似たような人を高く評価します。

長期にわたって同じ人物や構成市の職員が仕切っている組織は、その人と似た人物を高く評価し、力を持つようになります。これも問題だと思います。

総務課長、管理者に私の意見に対するお考えをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（地下誠幸君） 米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい。

大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

繰り返しになりますが、構成市の市長とも協議し、今後の組合組織、派遣職員の在り方など検討してまいります。

ありがとうございました。

○議長（地下誠幸君） はい、総務課長。

○総務課長（江ヶ寄基道君） 総務課長といたしましては、今管理者のほうとお二人が答えてございます。

3市の首長様方の御意見をいただきまして、その市を伺いながら公平・公正になりますように進めていきたいというところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） ありがとうございました。

蒸し返しになりますが、組織が濁らないようにまずできることは、組織をかき混ぜることです。

オフィスのレイアウトを変更することも効果的とも聞いております。

管理者に再度お尋ねします。

関係各位の御努力、御尽力のおかげで東広最大の懸案でありました焼却施設、そして最終処分場も完成し、稼働を開始して早1年ということになろうかと思っております。

これからは施設の維持管理、そして中継施設の整備等が主な業務になると理解するものでございます。

人事を一新するには絶好の機会だと思いますが、どのように考えておられますか。  
総務課長、そして正副管理者に御答弁をいただきます。

○議長（地下誠幸君） はい、米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい、ありがとうございます。

浅野議員おっしゃるようになりますね、私ども執行部だけでなく、議員の皆様の御理解、御協力をいただきまして、ごみ焼却場、また最終処分場が竣工、稼働いたしました。これは大きなきっかけでございます。

令和4年度には新たな中継施設課という組織を立ち上げ、組織の変革も図っているところでございます。

引き続き、管理者、副管理者で協議してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（地下誠幸君） はい、総務課長。

○総務課長（江ヶ寄基道君） 管理者が申したとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（地下誠幸君） はい、宮内副管理者。

○副管理者（宮内康幸君） はい。

議員おっしゃるとおりで、やはり公務員の人事異動には長期というものの在職は避けるべきだというふうには考えますので、定期的に異動することが私も望ましいと思いますので、これを一つの機会と捉え、そのように検討したいと思います。

○議長（地下誠幸君） はい、越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 繰り返しになりますけれども、クリーンセンター、最終処分場という大きな事業が終了いたしましたので、銚子市からの長期になっております派遣職員につきましては、なるべく早く派遣を解かせていただくよう組合とも協議をして行っていきたいと思います。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） ありがとうございます。

次に、組合事務所の移転、そしてまた、4月には管理者がおっしゃいましたように中継施設課ができると聞いています。

これは、正副管理者、大変よいことだと、素晴らしいことと評価するものでございます。極めて先見性に富んできると、あえて使い方をさせていただきます。

これは提案であります、管理者お聞きください。そして、この後、御答弁いただきたいんですが、事務局長や総務課長、環境施設課長、中継施設課長など、管理職にあつては、構成市の持ち回りとする。派遣期間においては、おおむね2年間と定める。一般職もおおむね3年間と定めるという内容で、組織及び人事の再編をすべきと考えますがいかがでしょうか。管理者にお尋ねします。

○議長（地下誠幸君） はい、米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい、答弁申し上げます。

大変貴重な御意見、ありがとうございます。

前向きに受け止めさせていただきまして、今後、管理者、副管理者、あるいは構成

市の市長とも協議し、今後の組合組織、職員派遣、派遣職員の在り方など検討してまいります。

よろしく申し上げます。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 管理職の配置に当たってはですね、経験とか関連性とかも重視する面もあろうかと思えます。

そうであれば、例えば総務課長が環境施設課長になるとかといった形で、管理職の入れ替えも一つの手法だと私は思うわけではありますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（地下誠幸君） 米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、人事に関しましては公平・公正、あるいは本人の能力開発等々も考えながら協議してまいりたいと思えます。

ありがとうございます。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 次に、局長人事についてお尋ねいたします。

これは、派遣されている組合職員では答弁しにくいと思えますので、管理者である旭市長にお答えいただきたい。そう思います。

まず、現在まで局長は県からの派遣であります。千葉県への職員派遣の依頼は、管理者が実施されているのでしょうか。

○議長（地下誠幸君） はい、米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい。では、答弁申し上げます。

平成12年度より事務局長を千葉県から派遣職員として迎えております。

（「依頼です」と呼ぶ者あり）

○管理者（米本弥一郎君） 依頼につきましては3市の市長の了承を得た上で、千葉県職員の派遣を要請しているところでございます。

以上です。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） ありがとうございます。

派遣依頼の目的はどんなものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

管理者、お願いします。

○議長（地下誠幸君） 米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい。

まず、行財政運営に精通した管理、調整、渉外能力に優れた指導力のある職員の派遣を千葉県に要望しているというところでございます。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） その際に、結局どのような職員を派遣くださいといったような要望はするんですね。

お願いします。

○議長（地下誠幸君） はい、総務課長。

○総務課長（江ヶ寄基道君） 管理者への質問でございましたが、実務的なことですので、お答えさせていただきたいと思います。

米本管理者から説明がございましたとおり、平成12年度当初より県から事務局長に来ていただいております。

では、どのような方をということで、今管理者のほうからも答弁ございましたが、広域行政全般に総合的な指導をしてくれる方で、また、当初よりそうであったんですが、ごみ処理の広域化、溶鉱炉の選定、それから用地選定作業、施設の建設ということが、長い間、大きな事業をやってまいりましたので、そういったことを積極的に推進できる、行財政の運営に精通した指導力のある職員を派遣してくださいということで、県のほうに要望してございます。

以上でございます。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） ありがとうございます。

局長職、これの必要性について管理者はどのように考えられておられますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（地下誠幸君） 米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい。

先ほど来よりありますようにですね、ごみ焼却施設、最終処分場が竣工し、稼働しております。

しかしながらですね、令和4年度からは広域ごみ処理施設の管理・運営を初め、匝瑳市松山にある匝瑳中継施設の解体撤去工事に着手する計画となっております。

また、その後、旭中継施設の整備など、令和11年度まで中継施設の整備が続くこととなりますので、行財政運営に精通した管理、調整、渉外能力に優れた指導力のある職員の派遣を、今後も千葉県に要望してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） ありがとうございます。

それでは次にですね、2番目の質問に入ります。

令和3年9月議会定例会において、当時の荻谷議員の質問でこの問題が取り上げられました。

あつてはならない事件でありまして、私も寝耳に水。恐らく他の東広議員の大部分の方々も存じていないのではと推察しているところでございます。

そこでお尋ねします。

担当課は事件発覚後、すぐさま、少なくとも正副管理者には報告されたと思います。されるべきだと思いますが、この辺の状況について御説明いただきます。

局長じゃない、担当課。

○議長（地下誠幸君） はい、宮内課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

こちらのほうで産業廃棄物が混入していた件につきましては、展開検査という、ごみを持ち込まれる方のごみの中身を確認する中で発見されまして、その際にはすぐ正副管理者には報告はしておりません。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） こんな重大な問題を何で正副管理者に報告しないんですか。その事由は何ですか。

○議長（地下誠幸君） この際、暫時休憩いたします。

5時55分に再開いたします。

午後5時45分 休 憩

---

午後5時55分 再 開

○議長（地下誠幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

はい、宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい、先ほどの答弁について補足させていただきます。

産業廃棄物の持ち込みがあった際には、事業者に対しては今後持ち込まないよう指導した上で、正副管理者への報告につきましては、その日ではなくその後、正副管理者の会議があった際に報告はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） それは事件発覚後、何日ぐらいしてからですか。

○議長（地下誠幸君） はい、宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） 申し訳ございません。記憶や処理がはっきりしておりませんで、申し訳ございません。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） こういう問題はですね、宮内課長、すぐさま報告すべきだと思いますよ。

そうしなかったのは、あなたのおごりですか。

お答えください。

○議長（地下誠幸君） 宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

御意見のとおり、すぐ報告する義務があったかとは思いますが、これまで銚子、旭、匝瑳の施設で同様に、ごみの収集車、パッカー車で持ち込まれるごみの中に産業廃棄物が入っているというのは現実にもあったというふうには聞いております。

その中で事業者さんからしたら、新しいクリーンセンターのほうでも今までと同様に持ち込みができるというふうには思われて持ってきていたようでございます。

こちらで展開検査する中で、そういう違反するようなものが見受けられましたので、今後持ち込まないようにということで指導を今しているところでございます。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） この件についてはですね、責任云々ということになりますので、この辺にしときます。

本来、運用開始前に罰則も含めた定款等も、当然整備しておくべきことは、これはもう常識だと思います。

それについてはいかがですか。

○議長（地下誠幸君） はい、宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

組合の条例の中で施設へ搬入できる物ということで規定がございまして、そういう搬入できない物があった場合には持ち込みをさせないというような条例上は規制はしてるんですが、そのルールを違反した場合の罰則規定については、こちらもそこまで準備をしていなかったのが現状でございます。

御意見いただいた内容を踏まえまして、今後、罰則を実際に定めている自治体もございまして、検討していきたいと思っております。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） これ当然ですね、担当課長としてやることを怠ったがゆえに起きた事件ということであれば、担当者としては責任問題だと思います。

この責任について、どのように感じているか、お答えください。

○議長（地下誠幸君） はい、宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

罰則規定を設けるかどうかというところまでは確かに検討していなかったところは落ち度があるのかもしれませんが、組合でごみ処理事業を始めるに当たりましては、3市の環境担当課と協議していく中でいろいろなルールを決めさせていただいておりまして、その際に3市の環境課において、今現在3市でもそういう罰則規定というのは設けていないようですので、そこまでこちらも思いが至りませんでした。

今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 今後の検討ということではありますが、本来順序が逆ですよ。

やはりさ、こういう事件が起きないように、事前に準備をしておくのが担当課長としての責務であると思います。

その辺のところは、あなたの怠慢であると思っておりますが、そういう判断でよろしいですか。

お答えください。

○議長（地下誠幸君） はい、宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

私自身怠慢と言われて、それに対して答えようがございませぬので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（地下誠幸君） はい、浅野議員。

○9番（浅野勝義君） パッカー車で持ち込まれたとの答弁で、当時あったと思います。  
そのように記憶しておりますが。

これは組合指定のごみ袋を使って、それに入ってたということですか。

○議長（地下誠幸君） 宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） こちらで確認されたごみは、一般廃棄物の収集運搬業の許可を持つ事業者さんのパッカー車です。

ステーション収集のパッカー車ではなくて、事業所などのごみを集めてきて持ち込んでパッカー車になります。

そのため袋については、ごみを排出する事業者さんの任意の袋になっております。指定の袋ではございません。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） そうでしょうよね。

これも通常業者はですね、ごみ袋の回収の際、分別の悪いものは回収を拒否して、回収をしないで、残しておくといったような手法を取っております。

長くなりますが、私どもの地区ではね、ごみの集積所が分別が悪いという問題がありましたので、今、当番制でこれを管理してます。

そうすると、分別の悪いものはそのまま残しておかれるんですね。

このたびのクリーンセンターの場合だと、ある程度その辺が緩和されてたということではありますが。

そういうことで、要するに、私の言いたいのは、業者は袋の中身についてはかなり厳格であります。

そうした中に産廃が入っている。これ、常識では到底考えられません。

悪事と、悪い事と認識をしながら、故意に入れたとしか考えられません。

極めて悪質な事件であると存じますが、いかがですか。

○議長（地下誠幸君） はい、宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

今回持ち込まれた産業廃棄物と言われている物なのですが、収集する業者のお話を確認したところ、ごみを排出する事業者に対しては、当然産業廃棄物は収集できませんということで話はされてるということです。

ただ、実際にごみを出されるその会社の従業員レベルの中には、従業員の方の中に産業廃棄物に該当するような物を入れてしまうケースであつたりとか、明らかにもう分かっている、産業廃棄物を出してしまっているケースといろいろあるそうです。

収集する業者は、明らかに産業廃棄物と分かる物については収集しないように置いていくと。ただ、袋の中に入って分からないような状況の物については収集してしまうケースもあるということで、そういう物もあるので、今回はそういう理由で入ってきたと説明をされる業者さんもおりました。

ということで、収集業者さんと排出業者さん、両方あるんですが、それが悪意なのか、分からないでやっているのかというのは、正直そこまでこちらでも分からないと

ころがございます。

ただ、こちらとしましては、施設に入ってきたときに明らかに産業廃棄物と分かれば、それは持ち帰ってもらうように、今強く指導しておりますので、今後も引き続き指導をしていきたいと思っております。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） はい。

持ち込んでまずい物を持ち込む。これが悪でなくて何ですか。

その辺の徹底した管理がなされないから、こういう問題が起きるんですよ。

反省しなさいよ、あんた。それもごりだよ。

これまでですね、産廃も含めた、悪質と思われる持ち込みは何件ぐらいあったのか。業者名、内容も含めた、時系列でお答えいただきたい。

○議長（地下誠幸君） 宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

こちらで今まで直近の3月までですね、延べで15回展開検査というのをやっております。台数では延べで57台、そういう確認・検査をしています。

すいません、その中で違反の車両であったりとかっていう数字をまとめておりませんので、その件に関しましては改めて回答させていただきたいと思っております。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 今この場でね、すぐには回答無理だと思います。

ひとつ、この後で結構ですので、文書での配付を東広の全議員も含めた関係者に、時系列で、内容も含めた、先ほど申しました業者名、内容等々を明示したものをお配りいただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（地下誠幸君） はい、宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

こちらで調査した結果は一応まとめてはございますので、その内容について、業者名も含めて公表できるかどうか、法的に問題がないかも改めて確認させていただいた上で、正副管理者と最終的には打ち合わせをさせていただいてから、皆様に情報を提供させていただきたいと思っております。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 常識ではね、悪事を公表するというのは当然ですよ。

何でそういうことがきちんと、これからはこういうふうにときちんとやりますという答えが出ないのか。

私はその辺が不自然だと思うわけでありまして。

その9月でしたっけ、議会の質問では、たしか宮内環境施設課長からごみの展開検査を強化していく旨の答弁がありました。

その後の状況、また対応についてお願いします。改めてお願いします。

○議長（地下誠幸君） 宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） 直近の検査の結果で申しますと、産業廃棄物等の違反物の搬入っていうのは見受けられなくなっているという状況でございます。

ただ、先ほどお伝えしたとおりで、搬入車両台数に対して展開検査できる台数が限られておりますので、今後も引き続き、展開検査を重点的にすべての事業者さんに定期的に検査できるように進めていきたいと思っております。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） 令和3年9月定例議会の際に、管理者の御答弁では「強い態度でごみの適正管理に努める」との御答弁でしたが、その後、この問題についてはどのように進んでいるか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（地下誠幸君） 米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい。

その後ですね、部下が大変強い態度で指導してまいりました。したがって、先ほど答弁申し上げましたとおり、最近では産業廃棄物の混入が確認されていないと理解しているところでございます。

以上です。

○議長（地下誠幸君） 浅野議員。

○9番（浅野勝義君） ごみ行政は、多岐にわたる問題、そして、課題等も多い大変な事業であることは私も認識をしております。

この東広においても、廃棄物の処理及び清掃に関する条例があることは私も知っておりますが、この条例の中に不正に対応する条文は、ほとんど記載されておられないというのが現実だと思っております。

業者にとりましては、その時々、景気に左右されない極めて安定した業務であろうと私は思います。

言っている意味分かりますかね。取扱業者はね、景気・不景気に関係ない生活に密着した業務であるから、極めて安定した業務であるということを私は述べているわけでありまして。そう思っているわけでありまして。

その分、関係各位におかれましては、毅然とした対応で当たっていただきたいと存じます。

御答弁をいただいて、私の一般質問を終わります。

よろしく御答弁いただきます。御協力ありがとうございます。

○議長（地下誠幸君） はい、米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい。

大変正しい御指摘を賜りまして、大変ありがとうございます。

今後につきましては、今後の産業廃棄物の混入の状況等を見まして、必要であれば罰則規定等も協議してまいりたいと考えております。

今後とも御意見賜りますようお願い申し上げまして、答弁といたします。

ありがとうございました。

○議長（地下誠幸君） 浅野勝義議員の一般質問を終わります。

次に、田村明美議員の一般質問を行います。

はい、田村明美議員。

○8番（田村明美君） 簡潔な答弁いただいております。

4項目について事前に通告いたしました。

第1に、銚子連絡道路の進捗状況について。

昨年8月、千葉県議会で都市計画が可決され、調査区間となっている匝瑳市から旭市間約13キロについて、事業の進捗状況を教えてください。

第2に、共同の研修事業が令和4年度の予算計上として三百数十万円計上がありますがすけれども、この共同研修において構成団体等の職員のメンタルヘルスケア研修、さらにより充実していく必要があると考えますがいかがでしょうか。

第3に、一般廃棄物ごみ処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画。

現在、第2次の計画を基に執行されていると思いますが、先ほどの答弁でもありましたが、第3次の策定について予算計上もあるようです。

計画の趣旨、概要、計画内容において、これまでの計画、第2次の計画と第3次が変わるところ、より充実することになる点がありましたら、詳細を説明ください。

4番目、マテリアルリサイクルの推進についてです。

プラスチックに係る資源循環の方針等に関する法律が本年4月1日施行となります。

この法律において、組合も含めてですが市区町村等は一般廃棄物のプラスチック製品の分別収集、再商品化に努めることが明記されております。

そこで、3市の共同事業ということで、広域的にごみ処理事業を行っている組合としてどういう方針であるか。計画、取組をお答えください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（地下誠幸君） 田村明美議員の一般質問に対する答弁を求めます。

はい、石毛事務局長。

○事務局長（石毛俊光君） それでは今の御質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、銚子連絡道路整備に関する質問にお答えします。

銚子連絡道路につきましては、県内外との交流・連携を強化し、地域経済の活性化や防災力の向上等を図るため、千葉県の事業として整備が進められております。

田村議員からの御質問にございました匝瑳市から旭市間約13キロメートルでございますが、匝瑳市横須賀から旭市イまでと想定しております。

事業者である千葉県から聞いた状況としましては、事業の実施に向け、現在、公共事業の効率化及び透明性の一層の向上を図るため、事業着手の必要性や妥当性について、千葉県県土整備公共事業評価審議会に諮り、県民からの意見聴取を終えたところであると聞いております。

東総地区広域市町村圏事務組合の活動としましては、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会を昭和63年に設立し、毎年度、国や県その他関係機関に対し、銚子連絡道路の全線開通に向けて要望活動を実施してまいりました。

令和3年度は11月8日に、旭市長、匝瑳市長、銚子市長、東金市長とともに、国土交通省や財務省などへ要望活動を実施したところであります。

今後も、銚子連絡道路の早期完成に向けて、要望活動を積極的に実施してまいりたいと思います。

次に、共同研修事業についての御質問です。

構成団体職員共同研修事業につきましては、東総地区広域市町村圏関係市職員共同研修規程に基づき、銚子市及び旭市、匝瑳市の人事担当者との協議し、意見交換をしながら年間の共同研修計画の内容や時期、対象者などを決定しております。

メンタルヘルス研修につきましては、不定期ながらも、平成16年度から実施してまいりましたが、構成団体からの強い要望の下で、平成21年度から毎年度実施している状況にあります。

対象といたしましては、平成16年度当初は、おおむね在職期間10年の職員を対象とした中級職員研修で実施してまいりましたが、平成24年度からは、おおむね在職期間4年の職員を対象とした初級職員研修において、メンタルヘルスについての知識と意識の向上を学ばせ、セルフケアとしてのストレスへの対処方法も学ばせております。

今後も構成団体との協議を重ねながら、現状に沿った効果的な研修の実施に努めてまいります。

続きまして、一般廃棄物ごみ処理基本計画等の策定についての御質問でございます。

一般廃棄物ごみ処理基本計画については、ごみ処理広域化推進事業の進捗に伴い、第1次計画を平成24年度に、第2次計画を平成29年度にそれぞれ策定いたしました。

これらの計画策定に当たっては、東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物減量等推進審議会において、計画の内容の協議を行っております。

今回の計画策定に当たっても、これまでと同様に審議会に諮らせていただく予定であります。

ごみ処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において策定を義務付けられており、その計画に定める内容についても規定されております。

現時点では大幅な変更はないと考えておりますが、中継施設の整備に関して、旭市と匝瑳市に整備する中継施設の概要を記載する予定であります。

なお、循環型社会形成推進地域計画については、国に循環型社会形成推進交付金を申請する際に必要となることから、ごみ処理基本計画を踏まえて策定するものでございます。

最後に、マテリアルリサイクルについての御質問にお答えします。

プラスチック使用製品廃棄物については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、市町村は分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されております。

しかしながら当組合におきましては、クリーンセンターの建設に当たり、これまで3市において再商品化していたプラスチック容器包装廃棄物をクリーンセンターで焼却処理し、その余熱を利用して発電を行う、いわゆるサーマルリサイクルすることとしており、現在プラスチック使用製品廃棄物についても焼却処理している状況であります。

私からの答弁は以上になります。

○議長（地下誠幸君） 田村明美議員。

○8番（田村明美君） 順次、再質問させていただきます。

まず、銚子連絡道整備なんですけど、調査区間 13 キロということで、匝瑳市横須賀地区から旭市イまでということは、はっきり答弁ありまして分かったんですが。

どの辺をというところは、大体の概要というか、そういうことは分からないんでしょうか。

答弁はできないんでしょうか。

○議長（地下誠幸君） 石毛事務局長。

○事務局長（石毛俊光君） はい。ただいまの御質問についてお答えします。

銚子連絡道路整備につきましては県の事業でございます。今まさに事業の実施に向けていろいろと県のほうで手続きを踏んでいる状況ですので、私のほうから事業計画とかがあってというのはお答えできないというか、まだ県のほうで情報がないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（地下誠幸君） はい、田村明美議員。

○8番（田村明美君） 宮内副管理者に恐れ入りますが、お伺いしたいんですけれども。

宮内副管理者は匝瑳市長になられまして、それで方針として匝瑳市内のインターチェンジ周辺の開発を検討するという事なんですけど。

お聞きすると、3か所を匝瑳市内でインターチェンジを予定されているというんですが、そうしますと、副管理者の立場では大体のところは認識されているわけですね。

○議長（地下誠幸君） 宮内副管理者。

○副管理者（宮内康幸君） はい。では、御答弁させていただきます。

まさに県の事業であって、私もはっきりと聞いているところではないんですけども、ある程度計画の決定に合わせて示された概略の地図という中では、主に飯倉駅を降りたところから 296 号線のところ、あと、いわゆる籠部田のえびす橋を渡ったところというところというふうには伺っておりますが、はっきりとした場所が示されているわけではございません。

○議長（地下誠幸君） 田村議員。

○8番（田村明美君） 県の事業だというお話です。そのとおりなんですけど。

そうすると、海匠土木事務所、それから銚子のほうの土木事務所になるんですか、というので。

ですが、なかなか本当に用地買収絡むからか、本当にぎりぎりまで分からないでいます。

この広域事務組合は、ちょうど3市の組合ということで、大型の事業も責任を持った事業が行われていると。

この銚子連絡道全線についても各土木事務所から情報を得て。情報提供。個人情報とかできないことは確かにできないわけですけども、そうじゃなくて、住民に向けた情報を開くということで、この当組合が力を発揮していただけないものかと思うわけです。

期成同盟ということでの段取り取ったり調整したりはされていて、私などは一番この組合がそのことについて情報が入っているんじゃないかと思ってきたわけなんです

が。

要望にもなりますがいかがですか。管理者、いかがですか。

○議長（地下誠幸君） 米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい、ありがとうございます。

私どもとしても情報をいただけるものであればいただきたいと思っているところですが、県が情報を出していただけないというのは、決して隠しているということではなくて、ただ情報が出せる段階ではないんだらうというふうに理解をしております。

ただ、議長の許可をいただければ、大まかなルートの入っている冊子がございますのでお配りさせていただければと思います。

○議長（地下誠幸君） はい、じゃあお願いします。

（資料配付）

○議長（地下誠幸君） はい、田村議員。

○8番（田村明美君） 次に、共同研修のほうに移りたいと思うんですけども。

先ほどの答弁で、現在は公務員になって4年の初級職員を対象に毎年度実施しているということなんですけれども、議員の方々は察しておられるのではないかと思います。庁舎内で働いている公務員の方々が長期休職されている人が出ていると。

意外に多いわけですね。分かる範囲でも意外に多いと。休職でまた回復されればいいですが、退職される場合もあると。

メンタルヘルスケアというのをあくまでも個人の病気、あるいは障害だという扱いにしているだけでは改善にならないと思うんですね。

1人の職員の方の心の問題とか心のありようだけではなくて、職場の人間関係、それから職場全体の忙しすぎるとか、冷たい空気であるとか、コミュニケーションが取りにくいとか、そういったことの積み重ねも原因にあると思うんです。

総合的なところでの何ができるかっていうと研修はできるのではないかと思います。

それで、年に1回で、この構成団体の全職員がその研修を受けられるわけではありませぬので、ほとんどの職員はメンタルヘルスの研修は受けてないと思うわけです。

本気になって重要性を認識していただいて、講師が講演をするだけではなくて、具体的にグループ討議とかいろいろなやり方があるって、身につく研修を手がけてるところもあると思うんです。

そういったことを検討いただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（地下誠幸君） はい、総務課長。

○総務課長（江ヶ寄基道君） 貴重な御意見ありがとうございます。

先ほど局長から答弁させていただいたとおり、重複するところがあると思いますが、おおむね4年、おおむね10年ということで初級研修、それから中級研修ということで、平成24年度からは全員の職員を構成団体から受けていただいております。

また、初級・中級研修については、平成24年度以降は全員、それがいいのかということになりまして、構成3市の職員担当と年に一度、協議する場がございます、確

かにその重要性が議題になっております。

ハラスメント研修という名前ではございますが、こういったところに任意で出たい、また、それは上司としても部下としても、また、同僚としての付き合い方だとか、議員さんがおっしゃったグループ討議だとかも交えながら、いろんな方法で。

初級・中級ハラスメント研修は、民間の専門家に来ていただきまして、まさしく田村議員さんおっしゃったように、いろんな立場から研修させていただいたところがございますが、より充実ということではありますが、今後も人事担当とともに介助を得ながら実施したいと思っております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸君） 田村議員。

○8番（田村明美君） はい。

重視していただいて、充実させていただきたいと求めるものです。

第3番目なんですけども、一般廃棄物ごみ処理基本計画 平成30年3月 事務組合というんで、ネットのほうで出してみました。

大概のところの変更はないと。

旭、匝瑳の中継施設のことは盛り込むことになるんじゃないかという答弁がありました。

それですね、先ほど産業廃棄物の混入という件が課題になったりしているんですが、現在の第2次のごみ処理基本計画の中で、海岸漂着ごみ、利根川水系の漂着ごみというような物、そもそもは千葉県海岸漂着物対策地域計画等に基づき、海岸管理者、河川管理者、港湾管理者等と協議の上、広域ごみ処理施設に支障のない範囲での処理を検討するというふうに記載されています。

それから、大きな台風等での災害ごみについても広域ごみ処理施設に支障のない範囲での処理を検討するというので、そういったときには検討して、無理のないところで受け入れるというふうに考えるわけなんですけれども。

このことはどうなんでしょうか。

この間、漂着ごみとかの問題もあったと思います。実績としてあったようにも思うので、第3次計画でどういうことになるのか、伺います。

○議長（地下誠幸君） はい、宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

まず、漂着ごみの関係ですが、国のほうの漂着ごみの関係の法令の中で、海岸線や河川の管理者が国であったり県であったりするわけですが、そちらのほうから市町村、自治体のほうに処理の協力依頼というものが来て、施設のほうで受け入れる余裕がある場合で、処理が可能な場合には協力するように、この法律で求められております。

ですので、実際に災害が起きて、県ないし国から依頼があつて、施設の的にも問題がなければ、処理の協力をするということになるのではないかと考えております。

台風等の災害ごみの件なんですけど、これまでごみ処理は銚子、旭、匝瑳の3市のほうでやっていただいておりますが、確認はしておりませんが、災害ごみの処理計画ってどこの自治体もお持ちになってたかと思っております。

組合のほうで災害廃棄物処理計画っていうのはまだ策定できておりませんので、今後3市の環境担当課と協議をさせていただいた上で、災害が発生した場合のごみの処理について、ある程度ルール、基本的な計画ですね、そういうものを策定させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（地下誠幸君） 田村議員。

○8番（田村明美君） はい、ありがとうございます。

災害ごみ処理計画を作りたいということで、はっきりしたなと思ったんですが、その災害ごみの中に、鳥だけじゃないかもしれませんが、鳥インフルエンザで大量に処分しなければならない有機体の処理っていうのもね、課題になってくると思うんですね。

今答弁いただけるものではないと思います。忘れず、課題にさせていただきたいというふうに思います。

それから、4番目のサーマルリサイクルの推進にも関係するんですけども、ちょうど現在の基本計画の中で、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装、白色トレーに関しては、サーマルリサイクル、熱利用として広域ごみ処理施設で発電等を行うこととし、分別は行わないこととすると明確に記載されているんですね。

このことについては、やっぱり検討されざるを得ないんじゃないかなど。4番目の法律施行ということがありますので。

どうなんでしょうか。

○議長（地下誠幸君） 宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

4番目のマテリアルリサイクルにも関連してくる話でございますが、今御意見がありましたプラスチックを使用した製品の廃棄物、こちらのほうのリサイクルに関しましては、現在地球温暖化や脱炭素社会の構築など、そういう環境に関する課題というか、そういうものの対応が非常に求められておまして、長期的な視点で今後考えていく場合には、今回、法令ですね。

プラスチック製品のリサイクルの件につきましても当然検討が必要かと考えておりますので、今後また、構成3市の環境担当課ですね、どのように進めていくのか、検討していきたいと考えております。

○議長（地下誠幸君） はい、田村議員。

○8番（田村明美君） 突然ね、この基本計画を私のほうで勝手に示して、お答えいただいている申し訳ないんですけども、その並びですね、産業廃棄物についても計画の中で記載があって、原則として産業廃棄物は受け入れていない。広域化に向けて基本的に産業廃棄物は受け入れないこととする。ただし、併せ産廃と認定できる物に関しては、事業者に対する資源化の徹底等を条件とし、受け入れについて組合、構成市で検討するという事なんです。

先ほどの漂着ごみや災害ごみも今後検討するという事であるんですが、併せ産廃という言い方で併せ産廃と認定できる物に対して受け入れを検討するとあります。

これは2次計画で執行中のものですので、このことについて、ちょっと御説明いただけますか。

そういうことが全然ないということなら、ないで結構ですが、説明いただけるものならお願いします。

○議長（地下誠幸君） はい、環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

併せ産廃の規定に関しましては、これまでのたしか銚子と旭の施設のほうでは、条例上、併せ産廃の規定っていうのがございまして、品目はたしか異なっていたんですが、併せ産廃として挙げられていた物は、廃プラスチックと木くずと、たしか汚泥だったかと記憶しております。

このような物を併せ産廃と規定して、一般廃棄物処理施設で処理をすることは、廃掃法上も施設が一般廃棄物の処理に支障がない範囲で受け入れられるというふうにはなっております。

産業廃棄物として正式に処理する場合には、正式な産業廃棄物の処理業者に処理する場合には、マニフェストで管理をしまして、手続を踏んで処理するというふうになっておりまして、小規模な事業者等を守るためにこういう法律があるのかなというふうに私は考えております。

基本計画の中に併せ産廃の項目が記載されているのは、これまで各市でそういうふうに併せ産廃を受けていたこともありまして、検討課題として挙げているという状況で、今実際、組合で検討しているかということ、今のところまだ検討はしていない状況です。

施設の処理能力上、ある程度併せ産廃も受け入れられる余力が発生した場合には、検討することができるのかなというふうには考えております。

○議長（地下誠幸君） はい、田村議員。

○8番（田村明美君） 併せ産廃という中に入るのかどうか分からないんですが、私の知り合いで個人事業主として縫製業をやっている人がいました。

縫製業ですから、余り布とかそういった布関係の物。それから革製品の余りが出るんですね。

それはごみとして処分したいということで、布はともかく革、何かこうやっぱり産廃になってしまうという指摘を受けて、今現在、この組合の処理方法では産廃だということで受け入れてもらえないと。前はやってもらえたんだがという意見が出ました。私としても、よく分からないんですけども。

今、課長のほうから小規模事業者に対する、何て言うんですかね、援助的なものというふうな。

ですので、検討に当たって構成地域の事業状況とか、現場を知っていただいて、検討し、法律にのっとったところでの規則なりを作っていたらいいと思います。

よく分からなくて申し訳ないんですが、よろしくお願いします。いかがでしょうか。

○議長（地下誠幸君） 宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

各市の事業者さんから実際にどのようなごみが出てくるかっていう話になりますと、こちらに直接お持ちになっていただければ把握できるところあるんですが、実際には各市の環境課さんのほうから情報提供いただかなければ、全部こちらで3市の状況を把握するっていうのは難しいかと思しますので、併せ産廃というよりも各市の現状として把握するために、各市の環境課さんとですね、情報交換しながら対応させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（地下誠幸君） はい、田村議員。

○8番（田村明美君） はい。

最後の4番目のマテリアルリサイクルで、法律が今年4月施行になることによって努力義務という法律ということなんですが。

当組合のどういったことを想定というか、考えられるのか。今、構想していることで結構ですので、答弁をお願いします。

○議長（地下誠幸君） はい、宮内環境施設課長。

○環境施設課長（宮内雄治君） はい。

この法律に関しましては、どのようなものが対象になるのかという話と、どういうふうのリサイクルするのかという全体像が、今のところ、はっきりまだ見えないところがございまして。

どちらにしましても、プラスチック使用製品を法律にのっとりリサイクル再商品化するとなりますと、新たに分別収集の区分も1つ増えて、収集費用も増加すると。

また、それを再商品化するために一度集めてストックしまして、それを引き渡すために圧縮等の処理が必要と思われまして。

そうすると施設を建設しなければならなくなります。

そういうことで、この事業をやるとなりますと、長期的な計画が必要になるのかなというのが、今のところ分かっているところでして。

具体的にはどこかの先進的な市で実際にやっていたりしている状況を確認させていただきながら、そういう方法もうちの組合としても同様に進めていくのかどうかというのをその際に判断させていただきながら進めていくことになるのかなと。

今現在すぐ、来年から分別をしてっていうふうには受け皿がないとできませんので、今の状況ではすぐに対応するのは難しい状況なのかなというふうに考えております。

○議長（地下誠幸君） 田村議員。

○8番（田村明美君） ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（地下誠幸君） 田村明美議員の一般質問を終わります。

以上で通告のありました一般質問は終了いたしました。

---

## 日程第9 討論、採決

○議長（地下誠幸君） 日程第9、討論、採決を行います。

討論の事前通告はありませんでした。

これより直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(地下誠幸君) 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第1号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 令和4年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 令和3年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 東総振興センター設置条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に入ります。

地方自治法第117条の規定により議案第6号に関係いたします田村明美議員の退席を求めます。

(田村明美君退場)

○議長(地下誠幸君) 続いて、議案第6号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について、原案のとおり同意することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(地下誠幸君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり同意されました。

田村明美議員の入場を許可いたします。

(田村明美君入場)

○議長(地下誠幸君) ただいま田村明美議員が東総地区広域市町村圏事務組合監査委員に同意されたことをお伝えいたします。

---

#### 日程第10 閉会

○議長(地下誠幸君) 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。これにて、令和4年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変御苦労さまでございました。

午後6時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月24日

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議長 地下誠幸

議員 宮内保

議員 石田勝一